【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 平成27年3月17日提出

【発行者名】 新光投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 後藤 修一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【事務連絡者氏名】 上中 徹

【電話番号】 03-6860-6440

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 日本技術評価オープン

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 継続募集額(平成27年3月18日から平成28年3月17日まで)

信託受益証券の金額】 3兆円を上限とします。 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

日本技術評価オープン 愛称として「スーパーテクノロジー」という名称を用いることがあります。 (以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- (イ)追加型株式投資信託(契約型)の受益権です。
- (ロ) 当初元本は1口当たり1円です。
- (八)新光投信株式会社(以下「委託者」といいます。)の依頼により信用格付業者から提供されましくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されましくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

3兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

(イ)発行価格は、取得申込受付日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を そのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入 れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(口)基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。)

インターネットホームページ

http://www.shinkotoushin.co.jp/

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、3.24%(税抜3.0%)を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説

明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該 手数料には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)(8%)が含まれま す。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。)

インターネットホームページ

http://www.shinkotoushin.co.jp/

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」 1 または「償還前乗り換え」 2 によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。
- 2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定 期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会 社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

(6)【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース(「分配金受取コース」)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(「分配金再投資コース」)の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。)

インターネットホームページ

http://www.shinkotoushin.co.jp/

(7)【申込期間】

平成27年 3月18日から平成28年 3月17日までです。 なお、申込期間は原則として更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所(販売会社)については、下記にお問い合わせください。 新光投信株式会社 ヘルプデスク フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。) インターネットホームページ

http://www.shinkotoushin.co.jp/

(9)【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社(以下「受託者」といいます。)の指定するファンドの口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

- (イ)申込証拠金 ありません。
- (ロ)日本以外の地域における発行 ありません。
- (八)振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」 に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとしま す。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信/国内/株式に属し、主としてわが国の株式に実質的に投資 し、投資信託財産の長期的な成長を目指して積極的に運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

1-0 HH /J /X**/		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産
7 14 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		(収益の源泉)
	国内	株 式
単位型		債 券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とと
	もに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国
	内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株
	式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
37.77.77.77.77			

			有価証券届出書(内国
株式	年1回	グローバル	
— 般			
大型株	年2回	日本	ファミリーファンド
中小型株			
	年4回	北米	
債券 			ファンド・オブ・ファンズ
一般	年6回(隔月)	区欠州	
公債			
社債	年12回(毎月)	アジア	
その他債券			
クレジット属性	日々	オセアニア	
()			
	その他()	中南米	
不動産投信			
		アフリカ	
その他資産			
(投資信託証券(株式		中近東(中東)	
一般))			
		エマージング	
資産複合			
()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の定義

その他資産(投資信託証券	投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式 一般に投資を行います。
(株式 一般))	
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるも
	のをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の
	資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・
	ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するもの
	をいう。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性 区分表」の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と、収益の源泉となる資産を示す「商品 分類表」の投資対象資産(株式)とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

ファンドの仕組み

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド(当ファンド)としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



ベビーファンド (当ファンド)でわが国の株式などを直接組み入れる場合があります。

b . ファンドの特色

1.わが国の「スーパーテクノロジー企業(各分野で最先端の技術をもつ企業)」の株式へ 実質的な投資を行います。

銘柄選定にあたっては、持てる技術をマーケティング力、経営力によって収益化する「商品力」を考慮します。また、成長性を加味した株価水準についての評価も踏まえて総合的に判断します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を保ちますが、投資環境の中・長期的な変化に は弾力的に対処します。

2.3本のマザーファンドを3名のファンドマネージャーが分担し、全産業(金融を除く) の広い分野からスーパーテクノロジー企業を発掘します。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

スーパーマテリアル・マザーファンド:素材、医薬品関連の企業を主要投資対象とします。

(水産・農林業、鉱業、食料品、繊維製品、パルプ・紙、化学、医薬品、石油・石炭製品、ゴム製品、ガラス・土石製品、鉄鋼、非鉄金属および金属製品関連の企業の中から銘柄を選別します。)

スーパーイノベーション・マザーファンド:組立・加工関連の企業を主要投資対象とします。

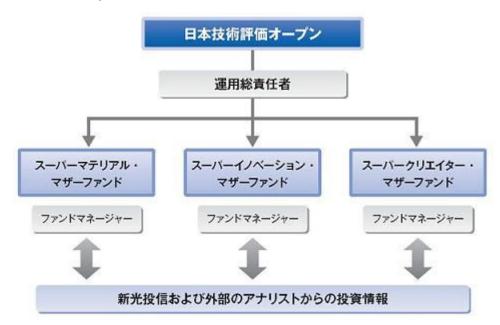
(機械、電気機器、輸送用機器、精密機器およびその他製品関連の企業の中から銘柄を選別します。)

スーパークリエイター・マザーファンド:サービス、ソフトウェア関連の企業を主要投資対象とします。 (建設業、電気・ガス業、陸運業、海運業、空運業、倉庫・運輸関連業、情報・通信業、卸売業、小売業、 不動産業およびサービス業関連の企業の中から銘柄を選別します。)

各マザーファンドとも、株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

3. 運用は、運用総責任者(1名)と各マザーファンドのファンドマネージャー(3名)の

運用チームで行います。



市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむ を得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

飛躍期を迎える新技術産業の例

「日本技術評価オープン」(愛称:スーパーテクノロジー)は、現在続々と生まれている次の長期成長波動の種子になると期待される新技術産業に属する企業の株式に、3本のマザーファンドを通じて積極的に投資します。



注目するテクノロジー	メディカル	インフォメーション	グリーン	新エネルギー
注目するデジブロジー	・テクノロジー	・テクノロジー	・テクノロジー	刺エネルギー



上記の新技術産業は新光投信が現時点で想定している例として掲げたものであり、記載内容は今後変わる場合があります。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

原則として、年1回(毎年12月17日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

分配金額は、基準価額水準・市況動向などを考慮して決定します。ただし、分配対象額が少額 の場合には、分配を行わないこととします。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。 運用状況により分配金額は変動します。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではあり

ません。

c . 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

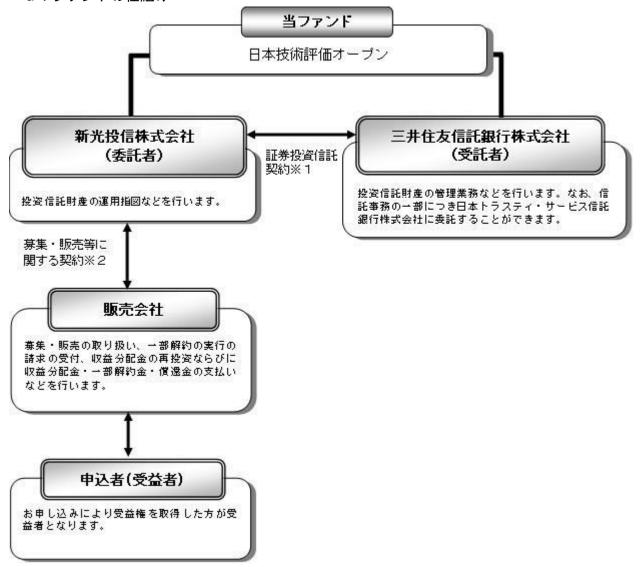
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

平成12年11月10日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出 平成12年12月18日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

a.ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約(投資信託約款)」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・

管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b . 委託会社の概況

(イ)資本金の額(平成26年12月末現在)

資本金の額 45億2,430万円 会社が発行する株式総数 3,000,000株 発行済株式総数 1,823,250株

(口)委託会社の沿革

昭和36年6月 大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得

昭和44年10月 新和光投信委託株式会社に社名変更

昭和61年11月 有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可

平成8年8月 投資顧問業者の登録

平成8年12月 投資一任契約にかかる業務の認可 平成9年11月 投資信託の直接販売業務の認可

平成10年12月 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ

なし認可

平成12年4月 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ)大株主の状況

(平成26年12月末現在)

株 主 名	住所	持 株 数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	182,115	9.98
株式会社みずほ証券リサーチ&	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
コンサルティング			

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a . 基本方針

当ファンドは、わが国の株式へ実質的に投資することで、投資信託財産の長期的な成長を 目指して積極的に運用を行います。

b . 運用の方法

(イ)主要投資対象

スーパーマテリアル・マザーファンド、スーパーイノベーション・マザーファンドおよびスーパークリエイター・マザーファンド(以下これらのマザーファンドを総称して「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

(口)投資態度

主として、マザーファンド受益証券への投資を通してわが国の株式へ投資することで、積極運用を行います。

株式の実質組入比率については、原則として高位を保ちますが、投資環境の中・長期 的な変化に対しては弾力的に対処します。

資金動向、市場動向等を勘案し、マザーファンドと同様の運用方針に基づき、直接有価証券を購入する場合があります。この場合、特に運用制限は設けません。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のも とに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

投資信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸し付けおよび資金の借り入れを行うことができます。

株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託 の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属する とみなした部分を含みます。)への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下と します。ただし、市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障を きたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用がで きない場合があります。

(八)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託 財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の 純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

マザーファンドの運用方針

スーパーマテリアル・マザーファンド

1.基本方針

この投資信託は、わが国の株式へ投資することで、投資信託財産の長期的な成長を目指して 積極的に運用を行います。

2. 運用方針

(1)投資対象

わが国の取引所上場株式のうち、水産・農林業、鉱業、食料品、繊維製品、パルプ・紙、化学、医薬品、石油・石炭製品、ゴム製品、ガラス・土石製品、鉄鋼、非鉄金属および金属製品関連の企業の株式の中から選定した銘柄を主要投資対象とします。

(2)投資態度

わが国の取引所上場株式のうち、水産・農林業、鉱業、食料品、繊維製品、パルプ・紙、化学、医薬品、石油・石炭製品、ゴム製品、ガラス・土石製品、鉄鋼、非鉄金属および金属製品関連の企業の中から各分野で最先端の技術をもつ企業の株式へ投資して、積極運用を行

います。銘柄選定に当っては、持てる技術をマーケティング力、経営力によって収益化する 「商品力」を考慮します。また、成長性を加味した株価水準についての評価も踏まえて総合 的に判断します。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避 するため、スワップ取引を行うことができます。

投資信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸し付けおよび資金の借り入れ を行うことができます。

株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、 市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったと き等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

スーパーイノベーション・マザーファンド

1.基本方針

この投資信託は、わが国の株式へ投資することで、投資信託財産の長期的な成長を目指して 積極的に運用を行います。

2. 運用方針

(1)投資対象

わが国の取引所上場株式のうち、機械、電気機器、輸送用機器、精密機器およびその他製品 関連の企業の株式の中から選定した銘柄を主要投資対象とします。

(2)投資態度

わが国の取引所上場株式のうち、機械、電気機器、輸送用機器、精密機器およびその他製品関連の企業の中から各分野で最先端の技術をもつ企業の株式へ投資して、積極運用を行います。銘柄選定に当っては、持てる技術をマーケティング力、経営力によって収益化する「商品力」を考慮します。また、成長性を加味した株価水準についての評価も踏まえて総合的に判断します。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避 するため、スワップ取引を行うことができます。

投資信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸し付けおよび資金の借り入れ を行うことができます。

株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、 市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったと

き等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります

(3)投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純 資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

スーパークリエイター・マザーファンド

1.基本方針

この投資信託は、わが国の株式へ投資することで、投資信託財産の長期的な成長を目指して 積極的に運用を行います。

2. 運用方針

(1)投資対象

わが国の取引所上場株式のうち、建設業、電気・ガス業、陸運業、海運業、空運業、倉庫・ 運輸関連業、情報・通信業、卸売業、小売業、不動産業およびサービス業関連の企業の株式の 中から選定した銘柄を主要投資対象とします。

(2)投資態度

わが国の取引所上場株式のうち、建設業、電気・ガス業、陸運業、海運業、空運業、倉庫・運輸関連業、情報・通信業、卸売業、小売業、不動産業およびサービス業関連の企業の中から各分野で最先端の技術をもつ企業の株式へ投資して、積極運用を行います。銘柄選定に当っては、持てる技術をマーケティング力、経営力によって収益化する「商品力」を考慮します。また、成長性を加味した株価水準についての評価も踏まえて総合的に判断します。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避 するため、スワップ取引を行うことができます。

投資信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸し付けおよび資金の借り入れ を行うことができます。

株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、 市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったと き等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純 資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(2)【投資対象】

a . 運用の指図範囲

- (イ)委託者は、信託金を、主として第1号から第3号までの新光投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに第4号から第24号までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(短期社債等を除きます。)に投資することを指図しません。
 - 1.スーパーマテリアル・マザーファンド
 - 2. スーパーイノベーション・マザーファンド
 - 3. スーパークリエイター・マザーファンド
 - 4. 株券または新株引受権証書
 - 5.国債証券
 - 6. 地方債証券
 - 7.特別の法律により法人の発行する債券
 - 8. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
 - 9.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるもの をいいます。)
 - 10.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 11.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 12. 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 13. コマーシャル・ペーパー
 - 14.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同 じ。)および新株予約権証券
 - 15.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 16. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 17.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 18.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいい ます。)
 - 19. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 - 20.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 22. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 23.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発 行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 - なお、第4号の証券または証書、第15号ならびに第20号の証券または証書のうち第4号の

証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第5号から第9号までの証券 および第15号ならびに第20号の証券または証書のうち第5号から第9号までの証券の性質 を有するものを以下「公社債」といい、第16号および第17号の証券を以下「投資信託証 券」といいます。

- (ロ)委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1.預金
 - 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4 . 手形割引市場において売買される手形
 - 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6 . 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- (ハ)上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

b. 先物

- (イ)委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、 わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げ るものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロ に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8 項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券 にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。 なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債券信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記 a. (ロ)第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (ロ)委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引 所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわ が国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることが できます。
 - 1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が ヘッジ対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金お よび償還金等ならびに上記a.(ロ)第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されてい るものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内としま

す。

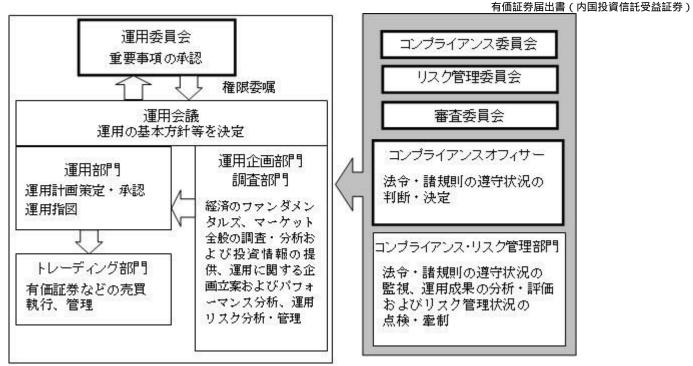
- 2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記a.(ロ)第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

c . スワップ

- (イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動 リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条 件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をする ことができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (八)スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額 で評価するものとします。
- (ホ)委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたと きは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3)【運用体制】

a . ファンドの運用体制



上記運用体制は、今後変更になることがあります。

PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体(運用部門、運用企画部門、調査部門)で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

DO

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス・リスク管理部門 (20名程度) は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行い ます。
- ・コンプライアンス・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサー(1名)は月次で開催 される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸 規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を 総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け 取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を

設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4)【分配方針】

- a. 収益分配は年1回、原則として、12月17日(該当日が休業日の場合は翌営業日。)の決算 時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。
 - 1.分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益と売買益(評価益を含みます。) 等の全額とします。
 - 2.分配金額は、基準価額水準・市況動向等を考慮して決定します。ただし、分配対象額が 少額の場合には、分配を行わないこととします。
 - 3 . 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- b.投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を 控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報 酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することがで きます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立 てることができます。
 - 2.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、 信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあ るときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。 なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d.「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a.株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

b.新株引受権証券等への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

c . 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- d . 外貨建資産への投資割合 外貨建資産への投資は行いません。
- e . 投資する株式等の範囲
- (イ)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
- f . 信用取引の指図範囲
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行う ことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1.投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2.株式分割により取得する株券
 - 3 . 有償増資により取得する株券
 - 4.売出しにより取得する株券
 - 5.投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6.投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- g . 私募有価証券等への投資制限

委託者は、信託金を、私募により発行された有価証券(短期社債等を除きます。)に投資することを指図しません。

- h.有価証券の貸し付けの指図および範囲
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
 - 1.株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ)上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その 超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- (ハ)委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図 を行うものとします。
- i.資金の借り入れ
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託 財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をする ことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1 . 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受け取りの 確定している資金の額の範囲内。
 - 2.一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額 の範囲内。
 - 3.借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- (八)借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (二)借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。
- i. 受託者の自己または利害関係人等との取引
- (イ)受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信 託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図によ り、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受 託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託 業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことがで きます。
- (口)上記(イ)の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても 同様とします。
- k . デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたが い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

法令に定める投資制限

a.同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投 資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかか る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信 託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

3【投資リスク】

(1)ファンドのもつリスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に、マザーファンドを通じてまたは直接投資しま す。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変 動させる要因となります。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者の みなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投 資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a . 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化、金利動向、発行 企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け下落するリスクをいいま

す。当ファンドは、株式にマザーファンドを通じてまたは直接投資し、当該実質組入比率を原則として高位に保ちますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b.信用リスク

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債および 短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじ め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債 務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は 下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

また、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する株式の発行企業が、業績 悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少す ること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことが あります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c.流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d. 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e.他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド(ベビーファンド)において、設定・換金や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

- f . 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点
- (イ)当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- (ロ)法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (八)投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資 信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定 運用に切り替えることがあります。
- (二)投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。
- (ホ)短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入 有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場 合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (へ)証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地

変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(ト)投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2)リスク管理体制

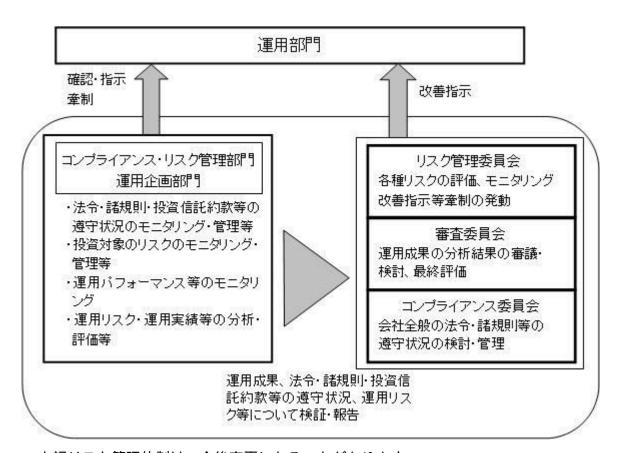
パフォーマンスの分析・管理: 運用成果を分析し、その結果を審議・検討して

その評価を行います。

運用リスクの管理: 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理

の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要

に応じ運用部門へ改善指示を行います。



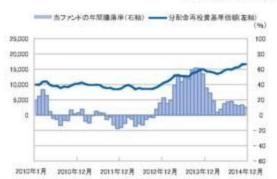
上記リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

日本技術評価オープン 愛称:スーパーテクノロジー

<参考情報>

ファンドの年間観落率及び分配金再投資基準価額の推移

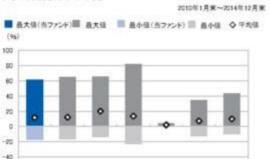
2010年1月末~2014年12月末



- ※分配金再投資基準価額は、2010年1月末の基準価額を10,000として指数化しております。
- *年間騰落率は、2010年1月から2014年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表 示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの関落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できる ように作成したものです。



告ファンド 日本株 先进国株 新英国株 日本国信 先进国信 新英国信

(9					(%)		
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国籍	日本国情	先进国債	新異国情
最大值	61.7	65.0	65.7	82.4	4.5	34.9	43.7
最小值	A17.2	△17.0	△13.6	△228	0.4	∆127	△10.1
平均值	11.7	12.3	20.2	13.7	2.3	7.5	10.0

- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは贈りません。
- *2010年1月から2014年12月の5年間の各月末における1年間の養体率の最大値・最小 値・卒均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- *当ファンドは分配会高校資基準価額の機落率です。

・分配金両投資基準価額は、明引制の分配金を当ファンドに両投資したとみなして計算した。 理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

日本版像・・・NORDIRA-BYI回復 先進版像・・・シティ世界回像インデックス(除く日本、円ペース) 新興図像・・・シティ世界回像インデックス(除く日本、円ペース) 新興図像・・・Pモルガン・ガバメント・オンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース) (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各質量クラスの機器率について 機器率は、データンースが要供する各指数をもとに株式会社割村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網器性、運時性を含む 一切の保証を行いません。また、当訓騰器率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当訓騰器率の利用に起因する損害及び一切の問題について。 切らの責任も問いません。

-60

東証株価指数(TOPIX) (配当込み) 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ペース) MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ペース) は、MSCI Incが開発した。日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。な お、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース) MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース) MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexic間する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村選券終式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債等で機団されており、ボートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。なお、NCMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村選券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ペース) シティ世界国債インデックス(除く日本、円ペース) シティ世界国債インデックス(除く日本、円ペース) は、Citigroup Index LLCが開発した。日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時低総額で加重平均した 指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、指標権、知約財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに機関します。

海豚ミタ。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、海標権、知約財産権その効一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。 PEルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース) IPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース) 新展国が発育する現地通貨建て国債を対象にした塩数です。なお、PEトルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その効一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。 本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。 ます、J.P. Morganがらの書面による事前単認なしに本指数を複数・使用・損布することは認められていません。Copyright 2014、J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、3.24%(税抜3.0%)を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等(8%)が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。)

インターネットホームページ

http://www.shinkotoushin.co.jp/

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」 ¹または「償還前乗り換え」 ²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。
- 2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

(2)【換金(解約)手数料】

a . 解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b.信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

(3)【信託報酬等】

日々のファンドの純資産総額に年率1.728%(税抜1.6%)を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率

<信託報酬の配分>

委託者	年率0.75%(税抜)	委託した資金の運用、基準価額の算出などの
		対価
販売会社	年率0.75%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類
		の送付、分配金・償還金・換金代金支払など
		の事務手続きなどの対価

受託者	年率0.10%(税抜)	運用財産の管理、委託者からの指図の実行な
		どの対価

(4)【その他の手数料等】

a.投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンド の監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替 金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

投資信託財産にかかる監査報酬の額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期 末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支 払われます。

- b.証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- c.「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

a . 個人の受益者の場合

(イ)収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用があります。)・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

(口)一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益(解約価額または償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した額)については、譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

(八)損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失(譲渡損)は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限ります。)から差し引くこと(損益通算)ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益(譲渡益)は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座(源泉徴収あり)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行う ことが可能です(申告不要)。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合>

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。 NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託な どから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳 しくは、販売会社にお問い合わせください。

b . 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。 なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

c . 個別元本について

- (イ)追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- (ロ)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加 信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (八)受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- (二)受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、「d.収益分配金の課税について」をご参照ください。)

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「(5) 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

日本技術評価オープン

(平成26年12月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,493,708,313	99.38
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		9,179,427	0.61
純資産総額		1,502,887,740	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考)スーパーマテリアル・マザーファンド

(平成26年12月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	290,086,200	96.75
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		9,722,862	3.24
純資産総額	•	299,809,062	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨て ているため、合計と一致しない場合があります。

(参考)スーパーイノベーション・マザーファンド

(平成26年12月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	日本	648,553,300	98.61
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		9,077,282	1.38
純資産総額		657,630,582	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(参考)スーパークリエイター・マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)	
株式	日本	528,191,550	98.49	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8,049,335	1.50	

純資産総額	536,240,885	100.00
-------	-------------	--------

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

日本技術評価オープン

イ.評価額上位銘柄明細

(平成26年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	スーパーイノベーション・マザー ファンド	353,286,942	1.7985	635,386,566	1.8615	657,643,642	43.75
2	日本	親投資信託 受益証券	スーパークリエイター・マザー ファンド	462,842,005	1.1034	510,699,869	1.1586	536,248,746	35.68
3	日本	親投資信託 受益証券	スーパーマテリアル・マザーファ ンド	162,863,776	1.7618	286,933,401	1.8409	299,815,925	19.94

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

口.種類別投資比率

(平成26年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.38
合計	99.38

(参考)スーパーマテリアル・マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	5,400	3,107.00	16,777,800	3,328.00	17,971,200	5.99
2	日本	株式	信越化学工業	化学	1,600	7,731.00	12,369,600	7,866.00	12,585,600	4.19
3	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	2,700	4,083.50	11,025,450	4,199.00	11,337,300	3.78
4	日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	4,100	2,522.00	10,340,200	2,696.00	11,053,600	3.68
5	日本	株式	日東電工	化学	1,500	6,512.00	9,768,000	6,773.00	10,159,500	3.38
6	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	5,500	1,653.50	9,094,250	1,686.50	9,275,750	3.09
7	日本	株式	味の素	食料品	4,000	2,190.00	8,760,000	2,243.00	8,972,000	2.99
8	日本	株式	小野薬品工業	医薬品	800	10,000.00	8,000,000	10,730.00	8,584,000	2.86
9	日本	株式	ダイセル	化学	6,000	1,362.00	8,172,000	1,418.00	8,508,000	2.83

								有 叫 证 分	<u> 由出青(内国投资</u>	利日記
10	日本	株式	カルビー	食料品	2,000	4,110.00	8,220,000	4,175.00	8,350,000	2.78
11	日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	27,000	294.40	7,948,800	300.90	8,124,300	2.70
12	日本	株式	三菱マテリアル	非鉄金属	20,000	387.00	7,740,000	402.00	8,040,000	2.68
13	日本	株式	日本新薬	医薬品	2,000	3,830.00	7,660,000	3,890.00	7,780,000	2.59
14	日本	株式	東レ	繊維製品	8,000	907.90	7,263,200	968.20	7,745,600	2.58
15	日本	株式	LIXILグループ	金属製品	3,000	2,435.00	7,305,000	2,554.00	7,662,000	2.55
16	日本	株式	東ソー	化学	13,000	528.00	6,864,000	586.00	7,618,000	2.54
17	日本	株式	生化学工業	医薬品	3,800	1,898.00	7,212,400	1,959.00	7,444,200	2.48
18	日本	株式	富士フイルムホール ディングス	化学	2,000	3,540.00	7,080,000	3,701.00	7,402,000	2.46
19	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	2,400	2,751.00	6,602,400	2,912.00	6,988,800	2.33
20	日本	株式	DOWAホールディン グス	非鉄金属	7,000	905.00	6,335,000	965.00	6,755,000	2.25
21	日本	株式	栄研化学	医薬品	3,300	1,781.00	5,877,300	1,951.00	6,438,300	2.14
22	日本	株式	日立化成	化学	3,000	2,087.00	6,261,000	2,144.00	6,432,000	2.14
23	日本	株式	三菱ケミカルホール ディングス	化学	10,500	579.00	6,079,500	588.50	6,179,250	2.06
24	日本	株式	コーセー	化学	1,300	4,590.00	5,967,000	4,725.00	6,142,500	2.04
25	日本	株式	積水化学工業	化学	4,000	1,387.00	5,548,000	1,455.00	5,820,000	1.94
26	日本	株式	横浜ゴム	ゴム製品	5,000	1,104.00	5,520,000	1,105.00	5,525,000	1.84
27	日本	株式	日本ハム	食料品	2,000	2,461.00	4,922,000	2,638.00	5,276,000	1.75
28	日本	株式	日本碍子	ガラス・ 土石製品	2,000	2,327.00	4,654,000	2,494.00	4,988,000	1.66
29	日本	株式	沢井製薬	医薬品	700	6,710.00	4,697,000	6,940.00	4,858,000	1.62
30	日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	3,600	1,243.50	4,476,600	1,345.50	4,843,800	1.61

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

口.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	1.61
		食料品	17.58
		繊維製品	3.39
		パルプ・紙	0.86
		化学	27.54
		医薬品	16.36
		石油・石炭製品	1.01
		ゴム製品	5.62
		ガラス・土石製品	3.61
		鉄鋼	7.77
		非鉄金属	7.45
		金属製品	3.89
合計			96.75

イ.評価額上位銘柄明細

(平成26年12月30日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	8,000	7,143.00	57,144,000	7,558.00	60,464,000	9.19
2	日本	株式	日立製作所	電気機器	25,000	863.00	21,575,000	900.70	22,517,500	3.42
3	日本	株式	ファナック	電気機器	1,100	19,390.00	21,329,000	19,945.00	21,939,500	3.33
4	日本	株式	富士重工業	輸送用機 器	5,000	4,151.00	20,755,000	4,300.00	21,500,000	3.26
5	日本	株式	パナソニック	電気機器	15,000	1,402.50	21,037,500	1,427.00	21,405,000	3.25
6	日本	株式	デンソー	輸送用機 器	3,700	5,394.00	19,957,800	5,652.00	20,912,400	3.17
7	日本	株式	村田製作所	電気機器	1,500	12,550.00	18,825,000	13,250.00	19,875,000	3.02
8	日本	株式	本田技研工業	輸送用機 器	5,500	3,455.00	19,002,500	3,526.00	19,393,000	2.94
9	日本	株式	キーエンス	電気機器	300	51,550.00	15,465,000	53,810.00	16,143,000	2.45
10	日本	株式	ダイキン工業	機械	2,000	7,554.00	15,108,000	7,810.00	15,620,000	2.37
11	日本	株式	日本電産	電気機器	1,900	7,818.00	14,854,200	7,851.00	14,916,900	2.26
12	日本	株式	三菱電機	電気機器	10,000	1,392.00	13,920,000	1,446.00	14,460,000	2.19
13	日本	株式	シマノ	輸送用機 器	900	15,600.00	14,040,000	15,650.00	14,085,000	2.14
14	日本	株式	スズキ	輸送用機 器	3,800	3,552.50	13,499,500	3,640.00	13,832,000	2.10
15	日本	株式	オムロン	電気機器	2,400	5,170.00	12,408,000	5,450.00	13,080,000	1.98
16	日本	株式	豊田自動織機	輸送用機 器	2,100	5,670.00	11,907,000	6,210.00	13,041,000	1.98
17	日本	株式	SMC	機械	400	30,865.00	12,346,000	31,970.00	12,788,000	1.94
18	日本	株式	マツダ	輸送用機 器	4,000	2,825.00	11,300,000	2,927.50	11,710,000	1.78
19	日本	株式	三菱重工業	機械	17,000	650.60	11,060,200	669.80	11,386,600	1.73
20	日本	株式	シスメックス	電気機器	2,100	5,100.00	10,710,000	5,390.00	11,319,000	1.72
21	日本	株式	京セラ	電気機器	2,000	5,422.00	10,844,000	5,556.00	11,112,000	1.68
22	日本	株式	ミネベア	電気機器	6,000	1,616.00	9,696,000	1,804.00	10,824,000	1.64
23	日本	株式	TDK	電気機器	1,500	7,150.00	10,725,000	7,160.00	10,740,000	1.63
24	日本	株式	クボタ	機械	6,000	1,744.00	10,464,000	1,761.00	10,566,000	1.60
25	日本	株式	東芝	電気機器	20,000	496.10	9,922,000	512.40	10,248,000	1.55
26	日本	株式	テルモ	精密機器	3,700	2,670.00	9,879,000	2,757.00	10,200,900	1.55
27	日本	株式	ヤマハ発動機	輸送用機 器	4,000	2,308.00	9,232,000	2,442.00	9,768,000	1.48
28	日本	株式	ローム	電気機器	1,300	7,440.00	9,672,000	7,360.00	9,568,000	1.45
29	日本	株式	ブラザー工業	電気機器	4,300	2,126.00	9,141,800	2,204.00	9,477,200	1.44
30	日本	株式	НОҮА	精密機器	2,300	3,972.50	9,136,750	4,105.00	9,441,500	1.43

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

口.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
リ主人穴		 	(%)

			131141111
株式	国内	機械	14.58
		電気機器	44.51
		輸送用機器	34.05
		精密機器	2.98
		その他製品	2.47
合計			98.61

(参考)スーパークリエイター・マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	KDDI	情報・通 信業	3,800	7,491.00	28,465,800	7,637.00	29,020,600	5.41
2	日本	株式	ソフトバンク	情報・通 信業	3,700	7,113.00	26,318,100	7,210.00	26,677,000	4.97
3	日本	株式	三菱地所	不動産業	9,000	2,429.00	21,861,000	2,555.50	22,999,500	4.28
4	日本	株式	大和ハウス工業	建設業	8,000	2,134.50	17,076,000	2,293.00	18,344,000	3.42
5	日本	株式	楽天	サービス 業	10,000	1,587.38	15,873,879	1,682.50	16,825,000	3.13
6	日本	株式	三菱商事	卸売業	7,000	2,035.50	14,248,500	2,217.00	15,519,000	2.89
7	日本	株式	セブン&アイ・ホール ディングス	小売業	3,500	4,191.00	14,668,500	4,358.50	15,254,750	2.84
8	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ データ	情報・通 信業	3,300	4,165.00	13,744,500	4,515.00	14,899,500	2.77
9	日本	株式	オリエンタルランド	サービス 業	500	25,710.00	12,855,000	27,750.00	13,875,000	2.58
10	日本	株式	大東建託	建設業	1,000	12,910.00	12,910,000	13,700.00	13,700,000	2.55
11	日本	株式	電通	サービス 業	2,600	4,695.00	12,207,000	5,090.00	13,234,000	2.46
12	日本	株式	ファーストリテイリン グ	小売業	300	42,070.00	12,621,000	44,040.00	13,212,000	2.46
13	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	20,000	614.80	12,296,000	652.10	13,042,000	2.43
14	日本	株式	ニトリホールディング ス	小売業	2,000	6,580.00	13,160,000	6,480.00	12,960,000	2.41
15	日本	株式	積水ハウス	建設業	8,000	1,518.50	12,148,000	1,587.00	12,696,000	2.36
16	日本	株式	ビックカメラ	小売業	9,000	1,222.00	10,998,000	1,390.00	12,510,000	2.33
17	日本	株式	クックパッド	サービス 業	3,000	3,965.00	11,895,000	4,150.00	12,450,000	2.32
18	日本	株式	テレビ東京ホールディ ングス	情報・通 信業	4,500	2,730.00	12,285,000	2,732.00	12,294,000	2.29
19	日本	株式	日立ハイテクノロジー ズ	卸売業	3,500	3,385.00	11,847,500	3,500.00	12,250,000	2.28
20	日本	株式	レオパレス 2 1	不動産業	16,000	701.00	11,216,000	764.00	12,224,000	2.27
21	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	600	16,730.00	10,038,000	18,140.00	10,884,000	2.02
22	日本	株式	リゾートトラスト	サービス 業	4,000	2,565.00	10,260,000	2,651.00	10,604,000	1.97
23	日本	株式	日本電信電話	情報・通 信業	1,700	6,076.00	10,329,200	6,211.00	10,558,700	1.96
24	日本	株式	A N A ホールディング ス	空運業	35,000	289.50	10,132,500	299.30	10,475,500	1.95

25	日本	株式	エイチ・アイ・エス	サービス 業	3,000	3,345.00	10,035,000	3,430.00	10,290,000	1.91
26	日本	株式	三井不動産	不動産業	3,000	3,065.50	9,196,500	3,255.00	9,765,000	1.82
27	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	1,000	8,638.00	8,638,000	9,123.00	9,123,000	1.70
28	日本	株式	アインファーマシーズ	小売業	2,500	3,240.00	8,100,000	3,450.00	8,625,000	1.60
29	日本	株式	西日本旅客鉄道	陸運業	1,500	5,500.00	8,250,000	5,712.00	8,568,000	1.59
30	日本	株式	電源開発	電気・ガス業	2,000	3,885.00	7,770,000	4,080.00	8,160,000	1.52

- (注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。
- 口. 種類別及び業種別の投資比率

(平成26年12月30日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	14.73
		電気・ガス業	5.31
			6.00
			2.96
		情報・通信業	19.48
		卸売業	8.54
		小売業	13.84
		不動産業	9.53
		サービス業	18.06
合計			98.49

【投資不動産物件】

日本技術評価オープン 該当事項はありません。

(参考)スーパーマテリアル・マザーファンド 該当事項はありません。

(参考)スーパーイノベーション・マザーファンド 該当事項はありません。

(参考)スーパークリエイター・マザーファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

日本技術評価オープン

該当事項はありません。

(参考)スーパーマテリアル・マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)スーパーイノベーション・マザーファンド

該当事項はありません。

(参考)スーパークリエイター・マザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

日本技術評価オープン

期別		————— 純資産総額	額(円)	1口当たり純資産額(円)	
ļ ļ	נית מ א		(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末	(平成17年12月19日)	7,419,651,764	7,724,527,278	1.2168	1.2668
第6計算期間末	(平成18年12月18日)	5,584,578,766	5,632,864,591	1.1566	1.1666
第7計算期間末	(平成19年12月17日)	3,934,011,890	3,953,054,674	1.0329	1.0379
第8計算期間末	(平成20年12月17日)	2,040,387,971	2,056,194,348	0.6454	0.6504
第9計算期間末	(平成21年12月17日)	1,823,445,095	1,849,470,283	0.7006	0.7106
第10計算期間末	(平成22年12月17日)	1,584,982,394	1,606,996,475	0.7200	0.7300
第11計算期間末	(平成23年12月19日)	1,158,131,771	1,168,117,831	0.5799	0.5849
第12計算期間末	(平成24年12月17日)	1,114,534,549	1,123,105,490	0.6502	0.6552
第13計算期間末	(平成25年12月17日)	1,493,205,010	1,508,305,188	0.9889	0.9989
第14計算期間末	(平成26年12月17日)	1,446,309,223	1,459,557,911	1.0917	1.1017
	平成25年12月末日	1,552,278,709		1.0390	
	平成26年 1月末日	1,467,577,869		0.9901	
	2月末日	1,446,263,127		0.9764	
	3月末日	1,417,614,999		0.9634	
	4月末日	1,352,988,898		0.9291	
	5月末日	1,387,990,764		0.9567	
	6月末日	1,452,688,120		1.0092	
	7月末日	1,467,307,216		1.0371	
	8月末日	1,439,640,958		1.0263	
	9月末日	1,493,726,060		1.0718	

10月末日	1,497,073,230	1.0816	
11月末日	1,543,305,135	1.1447	
12月末日	1,502,887,740	1.1368	

【分配の推移】

日本技術評価オープン

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第5計算期間	平成16年12月18日~平成17年12月19日	0.0500
第6計算期間	平成17年12月20日~平成18年12月18日	0.0100
第7計算期間	平成18年12月19日~平成19年12月17日	0.0050
第8計算期間	平成19年12月18日~平成20年12月17日	0.0050
第9計算期間	平成20年12月18日~平成21年12月17日	0.0100
第10計算期間	平成21年12月18日~平成22年12月17日	0.0100
第11計算期間	平成22年12月18日~平成23年12月19日	0.0050
第12計算期間	平成23年12月20日~平成24年12月17日	0.0050
第13計算期間	平成24年12月18日~平成25年12月17日	0.0100
第14計算期間	平成25年12月18日~平成26年12月17日	0.0100

【収益率の推移】

日本技術評価オープン

期	計算期間	収益率(%)
第5計算期間	平成16年12月18日~平成17年12月19日	45.5
第6計算期間	平成17年12月20日~平成18年12月18日	4.1
第7計算期間	平成18年12月19日~平成19年12月17日	10.3
第8計算期間	平成19年12月18日~平成20年12月17日	37.0
第9計算期間	平成20年12月18日~平成21年12月17日	10.1
第10計算期間	平成21年12月18日~平成22年12月17日	4.2
第11計算期間	平成22年12月18日~平成23年12月19日	18.8
第12計算期間	平成23年12月20日~平成24年12月17日	13.0
第13計算期間	平成24年12月18日~平成25年12月17日	53.6
第14計算期間	平成25年12月18日~平成26年12月17日	11.4

(注)収益率は各計算期間における騰落率を表示しており、当該計算期間の分配金額を加算して計算しています。

(4)【設定及び解約の実績】

日本技術評価オープン

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第5計算期間	平成16年12月18日~平成17年12月19日	163,116,987	2,584,402,673
第6計算期間	平成17年12月20日~平成18年12月18日	183,187,120	1,452,114,837
第7計算期間	平成18年12月19日~平成19年12月17日	153,583,314	1,173,608,899
第8計算期間	平成19年12月18日~平成20年12月17日	44,742,378	692,023,962
第9計算期間	平成20年12月18日~平成21年12月17日	43,580,354	602,336,949
第10計算期間	平成21年12月18日~平成22年12月17日	37,396,348	438,507,052
第11計算期間	平成22年12月18日~平成23年12月19日	100,550,536	304,746,537
第12計算期間	平成23年12月20日~平成24年12月17日	12,952,130	295,975,991
第13計算期間	平成24年12月18日~平成25年12月17日	18,306,835	222,477,183
第14計算期間	平成25年12月18日~平成26年12月17日	17,223,967	202,373,059

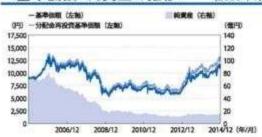
参考情報

運用実績

2014年12月30日現在

<基準価額・純資産の推移>

(2005年1月4日~2014年12月30日) <分配の推移>



な基準価額は1万口当たり・信託報酬投除後の価額です。接金時の費用・担金などは考慮していません。 中分配金再投資基準価額は、投引節の分配金を当ファンドに再投資したとみなりで計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
中設定時から10年以上最適した場合は、直近10年分を記載しています。

2014年12月	100円
2013年12月	100円
2012年12月	50円
2011年12月	50円
2010年12月	100円
設定来累計	1,210円

☆分配は1万口当たり・担引前の全額です。
今分配の復移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
スーパーイノベーション・マザーファンド	43.75%
スーパークリエイター・マザーファンド	35.68%
スーパーマテリアル・マザーファンド	19.94%

業種別配分および組入上位5銘柄(スーパーマテリアル・マザーファンド)

組入上位5業種	純資産比率		
化学	27.54%		
食料品	17.58%		
医薬品	16.36%		
鉄鋼	7.77%		
非鉄金属	7.45%		

組入上位5銘柄	業種	純資産比率 5.99%	
日本たばこ産業	食料品		
信越化学工業	化学	4.19%	
ブリヂストン	ゴム製品	3.78%	
ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	3.68%	
日東電工	化学	3.38%	

組入銘柄数:45銘柄

業種別配分および組入上位5銘柄(スーパーイノベーション・マザーファンド)

組入上位5業種	純資産比率
電気機器	44.51%
輸送用機器	34.05%
機械	14.58%
精密機器	2.98%
その他製品	2.47%

組入上位5銘柄	業種	純資産比率
トヨタ自動車	輸送用機器	9.19%
日立製作所	電気機器	3.42%
ファナック	電気機器	3.33%
富士重工業	輸送用機器	3,26%
パナソニック	電気機器	3.25%

組入銘柄数:60銘柄

業種別配分および組入上位5銘柄(スーパークリエイター・マザーファンド)

組入上位5業種	純資産比率
情報·通信業	19,48%
サービス業	18.06%
建設業	14.73%
小売業	13.84%
不動産業	9.53%

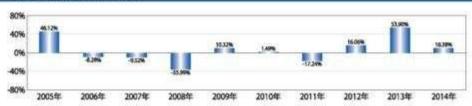
組入上位5銘柄	業極	純資産比率	
KDDI	情報·通信業	5.41%	
ソフトバンク	情報·通信業	4.97%	
三菱地所	不動産業	4.28%	
大和ハウス工業	建設業	3,42%	
楽天	サービス業	3.13%	

中東証33業種分類にしたがって記載しています。マザーファンドの純資産比率は、各マザーファンドの純資産税額に対する比率です。

組入銘柄数:51銘柄

<年間収益率の推移>

暦年ベース



か担引員の分配金を挙続に言算して計算しています。 申当ファンドにはベンチマークがありません。

- 当べージの図表は過去の実験を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 妻中の純資産比率は小数第3位を切り拾てて求めたものです。
 最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(イ)取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社 ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。ただし、 「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

- (ロ)「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で「日本技術評価オープン自動 継続投資約款」(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契 約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。
- (八)取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

2【換金(解約)手続等】

- a.一部解約(解約請求によるご解約)
- (イ)受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会 社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ)受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行う ものとします。

平成18年12月29日時点での保護預かりをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

- (八)委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約 します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載ま たは記録が行われます。
- (二)一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の 率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - 一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税(法人の受益者の場合は所得税のみ)に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク フリーダイヤル 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ (http://www.shinkotoushin.co.jp/)または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(ホ)一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から

販売会社において受益者に支払われます。

- (へ)委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の 実行の請求の受付を中止することができます。
- (ト)上記(へ)により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。
- b. 受益権の買い取り

買取請求による換金はできません。ただし、販売会社が任意に買い取る場合がありますので、販売会社でご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク フリーダイヤル 0120-104-694 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。) インターネットホームページ

http://www.shinkotoushin.co.jp/

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お 問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法	
親投資信託受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価	
株式 原則として基準価額計算日の取引所の最終相場で評価		

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年12月18日から翌年12月17日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日にあたるときは、各計算期間の終了日は該当日以降の最初の営業日と

し、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日 は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

- a . 信託の終了(投資信託契約の解約)
- (イ)委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの投資信託契約を解約しようとするときは、約款第47条 第2項から第5項の規定にしたがいます。

(ロ)委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。 ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第47条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- (八)委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (二)委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第52条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ホ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b.投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b.投資信託約款の変更

(イ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更 しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資 信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にか かる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ロ)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。
- c . 異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の 期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、 投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a.信託の終了」または「b.投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d . 運用報告書

委託者は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、 販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、下記「e.公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

e . 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.shinkotoushin.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

f . 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約 に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この 投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

- g . 信託事務処理の再信託
- (イ)受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- (ロ)上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託に

ついては、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h . 信託業務の委託等

- (イ)受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1.委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4.内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- (ロ)受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各 号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1.投資信託財産の保存にかかる業務
 - 2.投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業 務
 - 3.委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- i . 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a . 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、 その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b . 一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から 受益者に支払います。

c . 償還金請求権

償還金は信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。また、受益証券を保有している受益者に対しては、 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受

EDINET提出書類 新光投信株式会社(E12432) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間(平成25年 12月18日から平成26年12月17日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監 査を受けております。

1【財務諸表】

【日本技術評価オープン】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第13期 平成25年12月17日現在	第14期 平成26年12月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	49,308,078	38,895,155
親投資信託受益証券	1,477,700,106	1,437,769,353
未収利息	65	42
流動資産合計	1,527,008,249	1,476,664,550
資産合計	1,527,008,249	1,476,664,550
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,100,178	13,248,688
未払解約金	6,091,178	4,379,548
未払受託者報酬	786,285	793,085
未払委託者報酬	11,794,234	11,896,163
その他未払費用	31,364	37,843
流動負債合計	33,803,239	30,355,327
負債合計	33,803,239	30,355,327
純資産の部		
元本等		
元本	1,510,017,894	1,324,868,802
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	16,812,884	121,440,421
(分配準備積立金)	242,134,601	197,077,007
元本等合計	1,493,205,010	1,446,309,223
純資産合計	1,493,205,010	1,446,309,223
負債純資産合計	1,527,008,249	1,476,664,550

(2)【損益及び剰余金計算書】

			(単位:円)
	第13期 自 平成24年12月18日 至 平成25年12月17日	自 至	第14期 平成25年12月18日 平成26年12月17日
営業収益			
受取利息	6,169		5,326
有価証券売買等損益	603,042,785		184,069,247
営業収益合計	603,048,954		184,074,573
受託者報酬	1,492,378		1,550,597
委託者報酬	22,385,626		23,258,684
その他費用	63,333		71,010
営業費用合計	23,941,337		24,880,291
営業利益	579,107,617		159,194,282
経常利益	579,107,617		159,194,282
当期純利益	579,107,617		159,194,282
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	55,641,371		10,977,242
期首剰余金又は期首欠損金()	599,653,693		16,812,884
剰余金増加額又は欠損金減少額	77,836,684		3,284,953
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	77,836,684		2,632,207
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-		652,746
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,361,943		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	3,361,943		-
分配金	15,100,178		13,248,688
期末剰余金又は期末欠損金()	16,812,884		121,440,421

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		第14期
Σ	区分	自 平成25年12月18日
		至 平成26年12月17日
有価証券の評価基準及び評価方法	į	親投資信託受益証券
	ļ	移動平均法に基づき、時価で評価しております。
	ı	時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しておりま
	-	ं

(貸借対照表に関する注記)

	第13期	第14期		
平成25年12月17日現在			平成26年12月17日現在	
1.	計算期間末日における受益権の総数	1 .	計算期間末日における受益権の総数	
	1,510,017,894			1,324,868,802□
2 .	投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定す	2 .	投資信託財産計算規則第55条の6第11	項第10号に規定す
	る額		る額	
	元本の欠損 16,812,884円		-	
3 .	計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	3 .	計算期間末日における1単位当たりの	純資産の額
	1口当たり純資産額 0.9889円		1口当たり純資産額	1.0917円
	(1万口当たり純資産額) (9,889円)		(1万口当たり純資産額)	(10,917円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第13期	第14期
区分	自 平成24年12月18日	自 平成25年12月18日
	至 平成25年12月17日	至 平成26年12月17日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益
	(5,966円)、費用控除後、繰越欠損金補填後	(5,326円)、費用控除後、繰越欠損金補填後
	の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定	の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定
	める収益調整金(54,132,920円)及び分配準	める収益調整金(50,042,985円)及び分配準
	備積立金(257,228,813円)より分配対象収益	備積立金(210,320,369円)より分配対象収益
	は311,367,699円(1万口当たり2,062.01円)	は260,368,680円(1万口当たり1,965.24円)
	であり、うち15,100,178円(1万口当たり100	であり、うち13,248,688円(1万口当たり100
	円)を分配しております。	円)を分配しております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第13期	第14期
区分	自 平成24年12月18日	自 平成25年12月18日
	至 平成25年12月17日	至 平成26年12月17日

			有価証券届出書(内国投資信託
1.金融商品に対する取組方針 当	当ファンドは、投資信託及び投資法人に	同左	
B	関する法律第2条第4項に定める証券投資		
信	言託であり、信託約款に従い、有価証券		
 	等の金融商品に対して投資として運用す		
	ることを目的としております。		
2.金融商品の内容及びリスク 当	当ファンドの投資している金融商品は、	同左	
 	与価証券、コール・ローン等の金銭債権		
 	ひび金銭債務であります。		
 <u>=</u>	当ファンドが投資している有価証券は、		
) 第	現投資信託受益証券であり、株価変動リ		
-	スク等の市場リスク、信用リスク及び流		
	助性リスクを有しております。		
3.金融商品に係るリスクの管理体制 二	コンプライアンス・リスク管理部門、運	同左	
 	用企画部門において、投資対象の各種リ		
-	スクのモニタリング、管理等を行い、運		
 	用部門への指示、牽制を行っておりま		
व) 。		
l _a	また、社内の委員会において、各種リス		
	つの評価、モニタリング結果の報告を行		
l	1、必要に応じ運用部門へ改善指示を行		
 L	ます。		
	市場リスク		
	市場の変動率とファンドの基準価額の変		
	動率を継続的に相対比較することやベン		
J	チマーク等と比較すること等により分析		
	しております。		
	信用リスク		
紅	且入銘柄の格付やその他発行体情報等を		
紅	継続的に収集し分析しております。		
	流動性リスク		
	市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の		
	- 定期間における出来高や組入比率等を		
A	迷続的に測定すること等により分析して		
į.	おります。		
4.金融商品の時価等に関する事項につす	市場価額がない、又は市場価格を時価と	同左	
いての補足説明	見なせない場合には、経営者により合理		
B ²	りに算定された価額で評価する場合があ		
U	ります。		

金融商品の時価等に関する事項

第13期	第14期	
平成25年12月17日現在	平成26年12月17日現在	
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1.貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価され	同左	
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ		
h_{\circ}		
2.時価の算定方法	2.時価の算定方法	

新光投信株式会社(E12432) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

親投資信託受益証券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま す。

(関連当事者との取引に関する注記)

第13期	第14期
自 平成24年12月18日	自 平成25年12月18日
至 平成25年12月17日	至 平成26年12月17日
該当事項はありません。	同左

同左

(その他の注記)

1 元本の移動

区分	第13期 平成25年12月17日現在	第14期 平成26年12月17日現在
期首元本額	1,714,188,242円	1,510,017,894円
期中追加設定元本額	18,306,835円	17,223,967円
期中一部解約元本額	222,477,183円	202,373,059円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第13期 平成25年12月17日現在	第14期 平成26年12月17日現在	
(宝 大 只	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	524,672,997	169,569,337	
合計	524,672,997	169,569,337	

3 デリバティブ取引等関係 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	スーパーマテリアル・マザーファンド	163,402,106	287,881,830	
	スーパーイノベーション・マザーファンド	353,816,211	636,338,455	
	スーパークリエイター・マザーファンド	465,424,206	513,549,068	
合計		982,642,523	1,437,769,353	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「スーパーマテリアル・マザーファンド」、「スーパーイノベーション・マザーファンド」及び「スーパークリエイター・マザーファンド」各受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、これら同ファンドの受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

スーパーマテリアル・マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

		(<u> </u>
	平成25年12月17日現在	平成26年12月17日現在
流動資産		
コール・ローン	5,909,779	10,146,342
株式	285,008,800	277,740,250
未収入金	8,179,684	-
未収利息	7	11
流動資産合計	299,098,270	287,886,603
資産合計	299,098,270	287,886,603
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	<u>-</u>	

	平成25年12月17日現在	平成26年12月17日現在
 負債合計	_	-
純資産の部		
元本等		
元本	196,136,759	163,402,106
剰余金		
剰余金又は欠損金()	102,961,511	124,484,497
元本等合計	299,098,270	287,886,603
純資産合計	299,098,270	287,886,603
負債純資産合計	299,098,270	287,886,603

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成25年12月18日 至 平成26年12月17日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場
	(最終相場のないものについては、それに準じる価額)に基づいて評価しておりま
	す。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上し ております。

(貸借対照表に関する注記)

	平成25年12月17日現在			平成26年12月17日現在	
1.	計算日における受益権の総数		1.	計算日における受益権の総数	
	1	96,136,759□			163,402,106□
2 .	計算日における1単位当たりの純資産の額		2 .	計算日における1単位当たりの純資産の	の額
	1口当たり純資産額	1.5249円		1口当たり純資産額	1.7618円
	(1万口当たり純資産額)	(15,249円)		(1万口当たり純資産額)	(17,618円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	区分	自 平成24年12月18日 至 平成25年12月17日	自 平成25年12月18日 至 平成26年12月17日
1.金融商品に対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人に 関する法律第2条第4項に定める証券投資 信託であり、信託約款に従い、有価証券 等の金融商品に対して投資として運用す ることを目的としております。	同左

			有価証券届出書(内国投資信託
区分	自 平成24年12月18日	自	平成25年12月18日
[]	至 平成25年12月17日	至	平成26年12月17日
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、	同左	
	有価証券、コール・ローン等の金銭債権		
	及び金銭債務であります。		
	当ファンドが投資している有価証券は、		
	株式であり、株価変動リスク等の市場リ		
	スク、信用リスク及び流動性リスクを有		
	しております。		
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運	同左	
	用企画部門において、投資対象の各種リ		
	スクのモニタリング、管理等を行い、運		
	用部門への指示、牽制を行っておりま		
	ं		
	また、社内の委員会において、各種リス		
	クの評価、モニタリング結果の報告を行		
	い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行		
	います。		
	市場リスク		
	市場の変動率とファンドの基準価額の変		
	動率を継続的に相対比較することやベン		
	チマーク等と比較すること等により分析		
	しております。		
	信用リスク		
	組入銘柄の格付やその他発行体情報等を		
	継続的に収集し分析しております。		
	流動性リスク		
	市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の		
	一定期間における出来高や組入比率等を		
	継続的に測定すること等により分析して		
	おります。		
4.金融商品の時価等に関する事項につ	市場価額がない、又は市場価格を時価と	同左	
いての補足説明	見なせない場合には、経営者により合理		
	的に算定された価額で評価する場合があ		
	ります。		
-	:	•	

金融商品の時価等に関する事項

平成25年12月17日現在	平成26年12月17日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1 .貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	同左
h_{\circ}	
2.時価の算定方法	2 .時価の算定方法

平成25年12月17日現在	平成26年12月17日現在
株式	同左
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に	
近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま	
ब ं.	

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成24年12月18日	自 平成25年12月18日
至 平成25年12月17日	至 平成26年12月17日
	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

区分	平成25年12月17日現在	平成26年12月17日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首にお ける当該親投資信託の元本額	235,099,133円	196,136,759円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	38,962,374円	32,734,653円
同期末における元本の内訳		
日本技術評価オープン	196,136,759円	163,402,106円
合計	196,136,759円	163,402,106円

2 有価証券関係 売買目的有価証券

— ———————————————————————————————————	平成25年12月17日現在	平成26年12月17日現在	
(生 <i>大</i> 兵	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	
株式	67,788,484	34,478,830	
合計	67,788,484	34,478,830	

- (注)「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。
- 3 デリバティブ取引等関係 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位:円)

		評価額		
銘 柄	株式数	単価	金額	備考
国際石油開発帝石	3,600	1,243.50	4,476,600	
カルビー	2,000	4,110.00	8,220,000	
日本八厶	2,000	2,461.00	4,922,000	
アサヒグループホールディングス	1,000	3,579.50	3,579,500	
キリンホールディングス	3,000	1,430.00	4,290,000	
味の素	4,000	2,190.00	8,760,000	
東洋水産	1,000	3,795.00	3,795,000	
日本たばこ産業	5,400	3,107.00	16,777,800	
東レ	8,000	907.90	7,263,200	
ワコールホールディングス	2,000	1,190.00	2,380,000	
王子ホールディングス	6,000	407.00	2,442,000	
東ソー	13,000	528.00	6,864,000	
信越化学工業	1,600	7,731.00	12,369,600	
三菱ケミカルホールディングス	10,500	579.00	6,079,500	
ダイセル	6,000	1,362.00	8,172,000	
	4,000	1,387.00	5,548,000	
日立化成	3,000	2,087.00	6,261,000	
花王	1,000	4,540.00	4,540,000	
富士フイルムホールディングス	2,000	3,540.00	7,080,000	
コーセー	1,300	4,590.00	5,967,000	
日東電工	1,500	6,512.00	9,768,000	
ユニ・チャーム	2,400	2,751.00	6,602,400	
アステラス製薬	5,500	1,653.50	9,094,250	
塩野義製薬	1,500	3,040.00	4,560,000	
日本新薬	2,000	3,830.00	7,660,000	
小野薬品工業	800	10,000.00	8,000,000	
生化学工業	3,800	1,898.00	7,212,400	
栄研化学	3,300	1,781.00	5,877,300	
沢井製薬	700	6,710.00	4,697,000	
J X ホールディングス	6,500	432.10	2,808,650	
横浜ゴム	5,000	1,104.00	5,520,000	
ブリヂストン	2,700	4,083.50	11,025,450	
太平洋セメント	8,000	379.00	3,032,000	
тото	2,000	1,335.00	2,670,000	
日本碍子	2,000	2,327.00	4,654,000	
新日鐵住金	27,000	294.40	7,948,800	
ジェイ エフ イー ホールディングス	4,100	2,522.00	10,340,200	
日立金属	2,000	1,982.00	3,964,000	

三菱マテリアル	20,000	387.00	7,740,000	
住友金属鉱山	2,000	1,765.00	3,530,000	
DOWAホールディングス	7,000	905.00	6,335,000	
住友電気工業	2,600	1,446.00	3,759,600	
LIXILグループ	3,000	2,435.00	7,305,000	
リンナイ	300	7,950.00	2,385,000	
日本発條	1,500	976.00	1,464,000	
合 計	197,600		277,740,250	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

スーパーイノベーション・マザーファンド

貸借対照表

平成25年12月17日現在平成26年12月17日現在平成26年12月17日現在資産の部 流動資産15,248,3389株式580,219,500626未収配当金188,7004未収利息2020流動資産合計595,656,558636資産合計595,656,558636負債の部 流動負債合計-統資産の部 元本等 元本 利余金 刺余金 刺余金又は欠損金()393,662,128353刺余金 刺余金又は欠損金()201,994,430282	
資産の部流動資産コール・ローン15,248,3389株式580,219,500626未収配当金188,700未収利息20流動資産合計595,656,558636資産合計595,656,558636負債の部-流動負債-純資産の部-元本等元本等393,662,128353剰余金剰余金又は欠損金()201,994,430282	立:円)
流動資産 コール・ローン 15,248,338 9 株式 580,219,500 626 未収配当金 188,700 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2	!在
コール・ローン 株式 未収配当金 未収和息 流動資産合計 負債の部 流動負債合計15,248,338 580,219,500 188,700 20 595,656,558 6369 20 595,656,558 636負債の部 流動負債 流動負債合計 元本等 元本等 元本 元本 元本 利余金- 393,662,128 353 353 201,994,430	
株式 580,219,500 626 未収配当金 188,700 未収利息 20 流動資産合計 595,656,558 636 資産合計 595,656,558 636 負債の部 - - 流動負債 - - 負債合計 - - 純資産の部 - - 元本等 393,662,128 353 剰余金 剰余金又は欠損金() 201,994,430 282	
未収配当金 未収利息188,700 20流動資産合計595,656,558636資産合計595,656,558636負債の部 流動負債-流動負債合計-負債合計-純資産の部 元本等 元本 元本 元本 利余金393,662,128353剰余金 製余金又は欠損金()201,994,430282	525,883
未収利息20流動資産合計595,656,558636資産合計595,656,558636負債の部 流動負債-負債合計-純資産の部 元本等 元本 利余金393,662,128353剰余金 剰余金又は欠損金()201,994,430282	763,050
流動資産合計595,656,558636資産合計595,656,558636負債の部 流動負債-負債合計-純資産の部 元本等 元本 利余金393,662,128353剰余金201,994,430282	51,000
資産合計595,656,558636負債の部 流動負債負債合計純資産の部 元本等393,662,128353剰余金契余金又は欠損金()201,994,430282	10
負債の部流動負債流動負債合計-負債合計-純資産の部 元本等 元本 利余金393,662,128353剰余金201,994,430282	339,943
流動負債方流動負債合計-負債合計-純資産の部 元本等 元本 利余金393,662,128393,662,128353剰余金201,994,430282	339,943
流動負債合計-負債合計-純資産の部 元本等393,662,128353兼余金201,994,430282	
負債合計-純資産の部 元本等 元本 剰余金393,662,128353剰余金 剰余金又は欠損金()201,994,430282	
純資産の部 元本等393,662,128353剰余金201,994,430282	
元本等	
元本 393,662,128 353 剰余金 剰余金又は欠損金() 201,994,430 282	
剰余金 剰余金又は欠損金()	
剰余金又は欠損金()	816,211
元本等合計 595,656,558 636	523,732
	339,943
純資産合計 595,656,558 636	339,943
負債純資産合計 595,656,558 636	339,943

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成25年12月18日
	至 平成26年12月17日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場
	(最終相場のないものについては、それに準じる価額)に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上し ております。

(貸借対照表に関する注記)

	平成25年12月17日現在			平成26年12月17日現在	
1 .	計算日における受益権の総数		1.	計算日における受益権の総数	
	3	93,662,128□			353,816,211□
2 .	計算日における1単位当たりの純資産の額		2 .	計算日における1単位当たりの純資産の額	預
	1口当たり純資産額	1.5131円		1口当たり純資産額	1.7985円
	(1万口当たり純資産額)	(15,131円)		(1万口当たり純資産額)	(17,985円)

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

	区分	自 平成24年12月18日 至 平成25年12月17日		自 平成25年12月18日 至 平成26年12月17日
1.金融商品に対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人に 関する法律第2条第4項に定める証券投資 信託であり、信託約款に従い、有価証券 等の金融商品に対して投資として運用す ることを目的としております。	同左	
2.金融商品の内容及びリスク		当ファンドの投資している金融商品は、 有価証券、コール・ローン等の金銭債権 及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、 株式であり、株価変動リスク等の市場リ スク、信用リスク及び流動性リスクを有 しております。	同左	

		有価証券届出書(内国投資信託
区分	自 平成24年12月18日	自 平成25年12月18日
运力	至 平成25年12月17日	至 平成26年12月17日
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運	同左
	用企画部門において、投資対象の各種リ	
	スクのモニタリング、管理等を行い、運	
	用部門への指示、牽制を行っておりま	
	उं .	
	また、社内の委員会において、各種リス	
	クの評価、モニタリング結果の報告を行	
	い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行	
	います。	
	市場リスク	
	市場の変動率とファンドの基準価額の変	
	動率を継続的に相対比較することやベン	
	チマーク等と比較すること等により分析	
	しております。	
	信用リスク	
	組入銘柄の格付やその他発行体情報等を	
	継続的に収集し分析しております。	
	流動性リスク	
	市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の	
	一定期間における出来高や組入比率等を	
	継続的に測定すること等により分析して	
	おります。	
4.金融商品の時価等に関する事項につ	市場価額がない、又は市場価格を時価と	同左
いての補足説明	見なせない場合には、経営者により合理	
	的に算定された価額で評価する場合があ	
	ります。	

金融商品の時価等に関する事項

平成25年12月17日現在	平成26年12月17日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1 .貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	同左
h.	
2.時価の算定方法	2 .時価の算定方法
株式	同左
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に	
近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま	
す。	

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成24年12月18日	自 平成25年12月18日
至 平成25年12月17日	至 平成26年12月17日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

区分	平成25年12月17日現在	平成26年12月17日現在	
本報告書における開示対象ファンドの期首にお ける当該親投資信託の元本額	488,872,536円	393,662,128円	
期中追加設定元本額	- 円	- 円	
期中一部解約元本額	95,210,408円	39,845,917円	
同期末における元本の内訳			
日本技術評価オープン	393,662,128円	353,816,211円	
合計	393,662,128円	353,816,211円	

2 有価証券関係

売買目的有価証券

千舌米 百	平成25年12月17日現在	平成26年12月17日現在	
		当期間の損益に含まれた評価差額(円)	
株式	183,786,534	86,854,328	
合計	183,786,534	86,854,328	

(注)「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位:円)

銘 柄	株式数単価	評	価額	備考
		単価	金額	
アマダ	3,000	1,024.00	3,072,000	
ナブテスコ	2,000	2,883.00	5,766,000	
SMC	400	30,865.00	12,346,000	
小松製作所	2,500	2,645.50	6,613,750	
住友重機械工業	10,000	648.00	6,480,000	
クボタ	6,000	1,744.00	10,464,000	

			. 田 田 .	正分油山青(内国投食后式
ダイキン工業	2,000	7,554.00		
椿本チエイン	7,000	951.00	6,657,000	
サンデン	6,000	634.00	3,804,000	
日本精工	3,000	1,402.00	4,206,000	
イーグル工業	2,000	2,085.00	4,170,000	
マキタ	700	5,480.00	3,836,000	
三菱重工業	17,000	650.60	11,060,200	
ブラザー工業	4,300	2,126.00	9,141,800	
ミネベア	6,000	1,616.00	9,696,000	
日立製作所	25,000	863.00	21,575,000	
東芝	20,000	496.10	9,922,000	
三菱電機	10,000	1,392.00	13,920,000	
日本電産	1,900	7,818.00	14,854,200	
オムロン	2,400	5,170.00	12,408,000	
日本電気	13,000	352.00	4,576,000	
富士通	10,000	642.20	6,422,000	
セイコーエプソン	1,800	5,490.00	9,882,000	
パナソニック	15,000	1,402.50	21,037,500	
ソニー	2,500	2,365.00	5,912,500	
T D K	1,500	7,150.00	10,725,000	
アルプス電気	3,800	2,256.00	8,572,800	
日本航空電子工業	2,000	2,697.00	5,394,000	
日本光電工業	700	6,070.00	4,249,000	
キーエンス	300	51,550.00	15,465,000	
シスメックス	2,100	5,100.00	10,710,000	
イリソ電子工業	200	6,330.00	1,266,000	
カシオ計算機	1,500	1,909.00	2,863,500	
ファナック	1,100	19,390.00	21,329,000	
ローム	1,300	7,440.00	9,672,000	
浜松ホトニクス	1,500	5,690.00	8,535,000	
京セラ	2,000	5,422.00	10,844,000	
村田製作所	1,500	12,550.00	18,825,000	
小糸製作所	2,500	3,515.00	8,787,500	
キヤノン	2,200	3,815.00	8,393,000	
トヨタ紡織	3,000	1,408.00	4,224,000	
豊田自動織機	2,100	5,670.00	11,907,000	
デンソー	3,700	5,394.00	19,957,800	
川崎重工業	15,000	532.00	7,980,000	
いすゞ自動車	5,500	1,333.50	7,334,250	
トヨタ自動車	8,000	7,143.00	57,144,000	
NOK	2,500	2,769.00	6,922,500	
カヤバ工業	2,000	488.00	976,000	

アイシン精機	1,000	4,165.00		
マツダ	4,000	2,825.00	11,300,000	
本田技研工業	5,500	3,455.00	19,002,500	
スズキ	3,800	3,552.50	13,499,500	
富士重工業	5,000	4,151.00	20,755,000	
ヤマ八発動機	4,000	2,308.00	9,232,000	
豊田合成	2,000	2,371.00	4,742,000	
シマノ	900	15,600.00	14,040,000	
テルモ	3,700	2,670.00	9,879,000	
HOYA	2,300	3,972.50	9,136,750	
アシックス	3,000	2,849.00	8,547,000	
任天堂	600	12,430.00	7,458,000	
合 計	275,300		626,763,050	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

スーパークリエイター・マザーファンド

貸借対照表

		(単位:円 <u>)</u>
	平成25年12月17日現在	平成26年12月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,745,055	6,201,908
株式	576,979,500	500,248,500
未収入金	-	23,001,575
未収配当金	262,000	-
未収利息		6
流動資産合計	582,986,562	529,451,989
資産合計	582,986,562	529,451,989
負債の部		
流動負債		
未払金		15,894,527
流動負債合計	-	15,894,527
負債合計	-	15,894,527
純資産の部		
元本等		

兀平等

有価証券届出書	(内国投資信託受益証券)	

	平成25年12月17日現在	平成26年12月17日現在
	560,970,938	465,424,206
剰余金		
剰余金又は欠損金()	22,015,624	48,133,256
元本等合計	582,986,562	513,557,462
純資産合計	582,986,562	513,557,462
負債純資産合計	582,986,562	529,451,989

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成25年12月18日 至 平成26年12月17日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場
	(最終相場のないものについては、それに準じる価額)に基づいて評価しておりま
	ਰ .
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金
	原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上し ております。

(貸借対照表に関する注記)

	平成25年12月17日現在			平成26年12月17日現在	
1.	計算日における受益権の総数		1.	計算日における受益権の総数	
	5	560,970,938□			465,424,206□
2 .	計算日における1単位当たりの純資産の額		2 .	計算日における1単位当たりの純資産の	額
	1口当たり純資産額	1.0392円		1口当たり純資産額	1.1034円
	(1万口当たり純資産額)	(10,392円)		(1万口当たり純資産額)	(11,034円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	区分	自 平成24年12月18日 至 平成25年12月17日	自 平成25年12月18日 至 平成26年12月17日
1.金融商品に対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人に 関する法律第2条第4項に定める証券投資 信託であり、信託約款に従い、有価証券 等の金融商品に対して投資として運用す ることを目的としております。	同左

		有個	<u> </u>
区分	自 平成24年12月18日	自 平成	25年12月18日
运 力	至 平成25年12月17日	至 平成	26年12月17日
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、	同左	
	有価証券、コール・ローン等の金銭債権		
	及び金銭債務であります。		
	当ファンドが投資している有価証券は、		
	株式であり、株価変動リスク等の市場リ		
	スク、信用リスク及び流動性リスクを有		
	しております。		
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運	同左	
	用企画部門において、投資対象の各種リ		
	スクのモニタリング、管理等を行い、運		
	用部門への指示、牽制を行っておりま		
	ं		
	また、社内の委員会において、各種リス		
	クの評価、モニタリング結果の報告を行		
	い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行		
	います。		
	市場リスク		
	市場の変動率とファンドの基準価額の変		
	動率を継続的に相対比較することやベン		
	チマーク等と比較すること等により分析		
	しております。		
	信用リスク		
	組入銘柄の格付やその他発行体情報等を		
	継続的に収集し分析しております。		
	流動性リスク		
	市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の		
	一定期間における出来高や組入比率等を		
	継続的に測定すること等により分析して		
	おります。		
4.金融商品の時価等に関する事項につ	市場価額がない、又は市場価格を時価と	同左	
いての補足説明	見なせない場合には、経営者により合理		
	的に算定された価額で評価する場合があ		
	ります。		

金融商品の時価等に関する事項

平成25年12月17日現在	平成26年12月17日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1.貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	同左
$ \kappa_{\circ} $	
2.時価の算定方法	2 .時価の算定方法

平成25年12月17日現在	平成26年12月17日現在
株式	同左
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に	
近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま	
ब ं.	

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成24年12月18日	自 平成25年12月18日
至 平成25年12月17日	至 平成26年12月17日
	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

区分	平成25年12月17日現在	平成26年12月17日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首にお ける当該親投資信託の元本額	620,920,369円	560,970,938円
期中追加設定元本額	35,652,440円	- 円
期中一部解約元本額	95,601,871円	95,546,732円
同期末における元本の内訳		
日本技術評価オープン	560,970,938円	465,424,206円
合計	560,970,938円	465,424,206円

2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	平成25年12月17日現在	平成26年12月17日現在	
/T里 <i>大</i> 只	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	
株式	175,108,698	17,281,919	
合計	175,108,698	17,281,919	

- (注)「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。
- 3 デリバティブ取引等関係 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位:円)

A6 17		 評	価額	
銘 柄	株式数	単価	金額	備考
大成建設	10,000	635.00	6,350,000	
長谷工コーポレーション	13,000	929.00	12,077,000	
大東建託	1,000	12,910.00	12,910,000	
大和ハウス工業	8,000	2,134.50	17,076,000	
積水八ウス	8,000	1,518.50	12,148,000	
明星工業	8,000	708.00	5,664,000	
東芝プラントシステム	4,000	1,818.00	7,272,000	
四国電力	5,000	1,472.00	7,360,000	
電源開発	2,000	3,885.00	7,770,000	
東京瓦斯	20,000	614.80	12,296,000	
東日本旅客鉄道	1,000	8,638.00	8,638,000	
西日本旅客鉄道	1,500	5,500.00	8,250,000	
東海旅客鉄道	600	16,730.00	10,038,000	
日本航空	1,500	3,600.00	5,400,000	
A N A ホールディングス	35,000	289.50	10,132,500	
新日鉄住金ソリューションズ	1,500	3,020.00	4,530,000	
テレビ東京ホールディングス	4,500	2,730.00	12,285,000	
日本電信電話	1,700	6,076.00	10,329,200	
KDDI	3,800	7,491.00	28,465,800	
エヌ・ティ・ティ・データ	3,300	4,165.00	13,744,500	
ソフトバンク	4,500	7,113.00	32,008,500	
伊藤忠商事	4,000	1,213.00	4,852,000	
日立ハイテクノロジーズ	3,500	3,385.00	11,847,500	
三菱商事	7,000	2,035.50	14,248,500	
サンワテクノス	4,000	1,158.00	4,632,000	
ミスミグループ本社	2,000	3,715.00	7,430,000	
ビックカメラ	9,000	1,222.00	10,998,000	
スタートトゥデイ	3,000	2,345.00	7,035,000	
セブン&アイ・ホールディングス	3,500	4,191.00	14,668,500	
アインファーマシーズ	2,500	3,240.00	8,100,000	
ニトリホールディングス	2,000	6,580.00	13,160,000	
ファーストリテイリング	300	42,070.00	12,621,000	
三井不動産	5,000	3,065.50	15,327,500	
三菱地所	9,000	2,429.00	21,861,000	
レオパレス 2 1	16,000	701.00	11,216,000	
サンフロンティア不動産	5,500	1,019.00	5,604,500	
クックパッド	3,000	3,965.00	11,895,000	
エムスリー	3,000	2,016.00	6,048,000	

ぐるなび	2,000	1,562.00	3,124,000	
電通	3,300	4,695.00	15,493,500	
オリエンタルランド	500	25,710.00	12,855,000	
リゾートトラスト	4,000	2,565.00	10,260,000	
楽天	8,000	1,549.00	12,392,000	
ベクトル	3,000	1,557.00	4,671,000	
リクルートホールディングス	200	3,470.00	694,000	
エイチ・アイ・エス	3,000	3,345.00	10,035,000	
応用地質	2,500	1,774.00	4,435,000	
合 計	246,700		500,248,500	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

日本技術評価オープン

(平成26年12月30日現在)

資産総額	1,505,708,325円
負債総額	2,820,585円
純資産総額(-)	1,502,887,740円
発行済口数	1,322,013,272□
1口当たり純資産額(/)	1.1368円
(1万口当たり純資産額)	(11,368円)

(参考) スーパーマテリアル・マザーファンド

(平成26年12月30日現在)

資産総額	299,809,062円
負債総額	P
純資産総額(-)	299,809,062円
発行済口数	162,863,776□
1口当たり純資産額(/)	1.8409円
(1万口当たり純資産額)	(18,409円)

(参考)スーパーイノベーション・マザーファンド

(平成26年12月30日現在)

資産総額	657,630,582円
負債総額	円
純資産総額(-)	657,630,582円
発行済口数	353,286,942□
1口当たり純資産額(/)	1.8615円
(1万口当たり純資産額)	(18,615円)

(参考)スーパークリエイター・マザーファンド

(平成26年12月30日現在)

資産総額	539,938,880円
負債総額	3,697,995円

純資産総額(-)	536,240,885円
発行済口数	462,842,005□
1口当たり純資産額(/)	1.1586円
(1万口当たり純資産額)	(11,586円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1)投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を 均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(8)質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

EDINET提出書類 新光投信株式会社(E12432)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款 の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額(平成26年12月末現在)

資本金の額 45億2,430万円 会社が発行する株式総数 3,000,000株 発行済株式総数 1,823,250株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

b . 委託会社の機構

(イ)株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

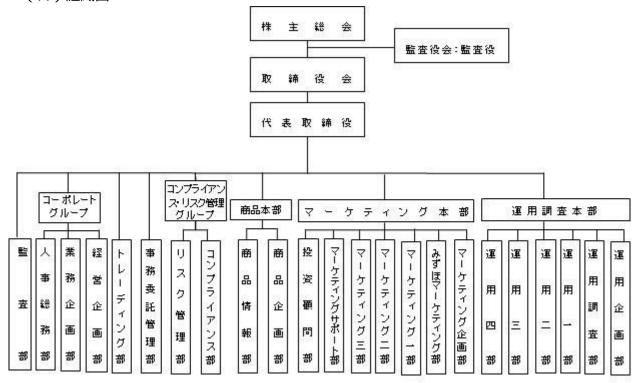
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

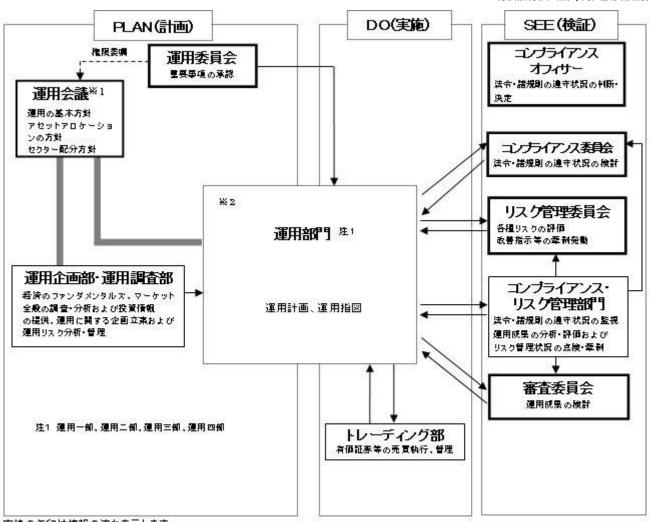
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要なる業務執行に関する事項を決定します。

(口)組織図



(ハ)投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

- ※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部~四部)で構成されます。
- ※2 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託者が運用を行っている証券投資信託(親投資信託は除きます。)は以下のとおりです。 (平成26年12月30日現在)

種類		ファンド本数	純資産額(百万円)	
総合計		280	4,173,914	
株式投資信託(合計)		252	3,414,305	
		単位型	33	117,260
		追加型	219	3,297,045
公社債投資信託(合計)		28	759,609	
		単位型	1	222
		追加型	27	759,386

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第54期事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第55期事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の中間財務諸表について、新日本有限 責任監査法人により中間監査を受けております。

1.財務諸表

(1)【貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,766,270	13,492,111
有価証券	5,259,693	3,291,156
貯蔵品	1,062	5,188
立替金	30,280	15,778
前払金	25,483	38,614
前払費用	20,286	16,530
未収委託者報酬	1,891,689	2,654,090
未収運用受託報酬	86,074	117,049
未収収益	13,810	6,509
繰延税金資産	192,202	283,616
流動資産合計	18,286,853	19,920,646
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2 15,051	2 12,380
構築物(純額)	2 1,886	2 1,650
器具・備品(純額)	2 95,877	2 99,960

リース資産(純額)	2 680	2 340
有形固定資産合計	113,496	114,332
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	3 39,774	3 74,851
ソフトウェア仮勘定	-	11,885
無形固定資産合計	39,866	86,827
投資その他の資産		
投資有価証券	2,929,683	3,213,218
関係会社株式	77,100	77,100
長期差入保証金	125,515	124,152
長期繰延税金資産	8,695	63,925
前払年金費用	410,271	374,562
その他	10,632	6,632
投資その他の資産合計	3,561,898	3,859,590
固定資産合計	3,715,261	4,060,749
資産合計	22,002,115	23,981,396

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度	
	(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)	
負債の部			
流動負債			
預り金	18,156	21,303	
リース債務	1,206	810	
未払金			
未払収益分配金	336	177	
未払償還金	14,470	10,100	
未払手数料	1 964,634	1 1,296,830	
その他未払金	195,035	513,148	
未払金合計	1,174,476	1,820,257	
未払費用	402,634	548,430	
未払法人税等	471,902	1,462,380	
賞与引当金	299,000	362,800	
役員賞与引当金	45,500	44,200	
流動負債合計	2,412,875	4,260,181	
固定負債			
長期リース債務	1,156	345	
退職給付引当金	168,209	172,959	
役員退職慰労引当金	80,416	31,708	
執行役員退職慰労引当金	99,750	102,083	
固定負債合計	349,532	307,096	
負債合計	2,762,408	4,567,278	
純資産の部			

4,524,300	4,524,300
2,761,700	2,761,700
2,761,700	2,761,700
360,493	360,493
10,000,000	8,900,000
1,559,003	2,889,165
11,919,497	12,149,658
72,415	72,415
19,133,081	19,363,242
106,625	50,874
106,625	50,874
19,239,706	19,414,117
22,002,115	23,981,396
	2,761,700 2,761,700 360,493 10,000,000 1,559,003 11,919,497 72,415 19,133,081 106,625 106,625 19,239,706

(2)【損益計算書】

				(単位:千円)
		前事業年度		当事業年度
	(自	平成24年4月 1日	(自	平成25年4月 1日
	至	平成25年3月31日)	至	平成26年3月31日)
委託者報酬		19,893,907		29,107,010
運用受託報酬		170,563		261,777
営業収益合計		20,064,471		29,368,787
営業費用				
支払手数料		1 10,580,803		1 15,428,327
広告宣伝費		213,908		336,593
公告費		1,919		2,919
調査費				
調査費		275,599		339,210
委託調査費		2,855,086		4,188,805
図書費		5,332		4,862
調査費合計		3,136,017		4,532,878
委託計算費		533,813		1,151,067
営業雑経費				
通信費		37,161		37,016
印刷費		132,025		160,606
協会費		14,855		14,992

新光投信株式会社(E12432) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		有価証券届出書(内国投資
諸会費	3,088	3,153
その他	23,541	27,521
三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	210,672	243,290
三年 三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	14,677,134	21,695,077
一般管理費		
給料		
役員報酬	93,516	89,886
給料・手当	1,395,728	1,326,658
賞与	221,930	332,688
給料合計	1,711,175	1,749,233
交際費	9,782	9,349
寄付金	2,465	3,066
旅費交通費	81,050	78,321
租税公課	52,119	65,510
不動産賃借料	211,739	205,792
賞与引当金繰入	299,000	362,800
役員賞与引当金繰入	45,500	44,200
役員退職慰労引当金繰入	28,335	39,756
退職給付費用	195,268	182,850
減価償却費	88,183	63,615
諸経費	533,744	585,445
一般管理費合計	3,258,364	3,389,942
営業利益	2,128,972	4,283,768

(単位:千円)

				,
		前事業年度		当事業年度
	(自 平成24年4月 1日		(自	平成25年4月 1日
	至	平成25年3月31日)	至	平成26年3月31日)
受取配当金		157,357		143,049
有価証券利息		12,764		6,052
受取利息		22,364		14,495
時効成立分配金・償還金		3,608		4,450
雑益		26,471		20,588
営業外収益合計		222,565		188,635
営業外費用				
支払利息		222		59
時効成立後支払分配金・償還金		1,339		1,557
雑損		22		8,673
営業外費用合計		1,585		10,290
経常利益		2,349,952		4,462,113
特別利益				
貸倒引当金戻入		1,982		-

投資有価証券売却益	146,334	158,386
特別利益合計	148,316	158,386
特別損失		
固定資産除却損	2 101	2 3,210
ゴルフ会員権売却損	-	2,795
投資有価証券売却損	37,198	42,388
投資有価証券評価損	49,352	10,974
減損損失	4,291	-
特別損失合計	90,943	59,368
税引前当期純利益	2,407,325	4,561,131
法人税、住民税及び事業税	983,713	1,905,519
法人税等調整額	129,642	113,958
法人税等合計	854,070	1,791,560
当期純利益	1,553,255	2,769,571

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)

(単位:千

円)

					13/		
		株主資本					
		資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金		
				その他利益剰	余金		
	資本金	資 本準備金	利 益	別 途	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	11,118,000	1,427,158		
当期変動額							
別途積立金取崩				1,118,000	1,118,000		
剰余金の配当					2,539,409		
当期純利益					1,553,255		
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当期変							
動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	1,118,000	131,845		
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003		

株主資本		評価・換算差額等		
利益剰余金				

Ì		1	I .	1 3 1 1	
	利 益	自己	株主	その他有価証	純資産合計
	剰余金	株式	資本	券評価差額金	
	合 計		合 計		
当期首残高	12,905,651	6,827	20,184,823	209,840	19,974,983
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	1,553,255		1,553,255		1,553,255
自己株式の取得		65,588	65,588		65,588
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の				040, 405	040, 405
当期変動額 (純額)				316,465	316,465
当期変動額合計	986,154	65,588	1,051,742	316,465	735,276
当期末残高	11,919,497	72,415	19,133,081	106,625	19,239,706

当事業年度(自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
		資本剰余金		利益剰余金		
				その他利益類	制余金	
	資本金	資 本 準備金	利 益 準備金	別。途積立金	繰 越 利 益 剰余金	
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003	
当期変動額						
別途積立金取崩				1,100,000	1,100,000	
剰余金の配当					2,539,409	
当期純利益					2,769,571	
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の当期変						
動額(純額)						
当期変動額合計	-	1	-	1,100,000	1,330,161	
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165	

		株主資本		評価・換算差額等	
	利益剰余金		<u>+</u> ± +		
	利	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	純資産合計
当期首残高	11,919,497	72,415	19,133,081	106,625	19,239,706

当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	2,539,409		2,539,409		2,539,409
当期純利益	2,769,571		2,769,571		2,769,571
自己株式の取得			-		-
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の当				55 7 50	55,750
期变動額(純額)				55,750	55,750
当期変動額合計	230,161	-	230,161	55,750	174,410
当期末残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117

重要な会計方針

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 関連会社株式

総平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価 は、総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8~18年

構築物 20年

器具備品 2~20年

(2)無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上 しております。

EDINET提出書類 新光投信株式会社(E12432) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度末から費用処理しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

(5)執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

前事業年度 当事業年度 (平成25年3月31日) (平成26年3月31日) 未払手数料 572,094千円 760,018千円

2. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額(減損損失累計額を含む)の額

前事業年度

当事業年度

新光投信株式会社(E12432)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(平成25年3月31日)

(平成26年3月31日)

有形固定資産の減価償却累計額

578,691千円

599,157千円

3 . 無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度	当事業年度
	(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)
 無形固定資産の減価償却累計額	238,992千円	252,073千円

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

		. •	
	前事業年度		当事業年度
(自	平成24年4月 1日	(自	平成25年4月 1日
至	平成25年3月31日)	至	平成26年3月31日)
 ,	6,343,293千円		8,738,779千円

2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成24年4月1日	(自	平成25年4月1日
	至	平成25年3月31日)	至	平成26年3月31日)
建物		- 千円		3,204千円
器具・備品		101千円		5千円
計		101千円		3,210千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	756	8,630	-	9,386

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて 行った自己株式取得による増加であります。

3.配当に関する事項

(1)配当金支払額

:h ≐ ≠	株式の	配当金の	1 株当たり	甘淮口	ᅓᅩᆉᄙᆇᄼᅼ
決議	種類	総額(千円)	配当額(円)	基準日	効力発生日

平成24年12月25日	普通	2 520 400	4 400	亚世24年44日20日	亚世24年42日26日
臨時株主総会	株式	2,539,409	1,400	平成24年11月28日 	平成24年12月26日

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,386	-	-	9,386

3.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年12月19日	普通	2 520 400	1 400	亚式25年14日15日	亚式25年12日20日
臨時株主総会	株式	2,539,409	1,400	平成25年11月15日 	平成25年12月20日

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他(器具備品)であります。

(2)リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2.固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に 定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(預金の預入先や債券の発行体の信用リスク)の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先 や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク(価格変動リスク及び為替変動リスク)の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程 に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクおよび為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、経営企画部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

前事業年度(平成25年3月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 現金及び預金	10,766,270	10,766,270	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	500,129	500,400	270
その他有価証券	7,490,195	7,490,195	-
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	1,891,689	-

当事業年度(平成26年3月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 現金及び預金	13,492,111	13,492,111	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	-	-	-
その他有価証券	6,305,322	6,305,322	-
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	2,654,090	-

(注)1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で 決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(注)2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前事業年度	当事業年度	
上 刀	(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)	
非上場株式	276,151	276,151	

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注)3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成25年3月31日)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 預金	10,766,163	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	500,000	-	-	-
その他有価証券	4,258,263	357,062	1,056,875	-
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	-	-	-

当事業年度(平成26年3月31日)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 預金	13,491,981	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	-	-	-	-
その他有価証券	3,291,156	380,080	1,261,941	269,692
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	-	-	-

(有価証券関係)

1.満期保有目的の債券

前事業年度(平成25年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額	(1)国債・地方債等		-	-

有価証券届出書((内国投資信託受益証券)
日间证为旧山百((八巴汉县旧心又皿叫为)

i .	Ī	Ī	ᄓᄤᄣᄭᄺᅧ	
を超えるもの	(2)社債	500,129	500,400	270
	(3)その他	-	-	-
	小計	500,129	500,400	270
時価が貸借対照表計上額	(1)国債・地方債等	-	-	-
を超えないもの	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		500,129	500,400	270

当事業年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

2. 関連会社株式

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度(平成25年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	/生来! 	(千円)	(千円)	(千円)
	(1)株式	-	-	-
貸借対照表計上額が取	(2)債券			
得原価を超えるもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,461,472	1,219,754	241,717
	小計	1,461,472	1,219,754	241,717
	(1)株式	-	-	-
貸借対照表計上額が取	(2)債券	-	-	-
得原価を超えないもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	6,028,723	6,102,958	74,234
	小計	6,028,723	6,102,958	74,234
合計		7,490,195	7,322,713	167,483

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額199,051千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成26年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	↑里天只 	(千円)	(千円)	(千円)
	(1)株式	-	-	-
貸借対照表計上額が取	(2)債券			

,				
得原価を超えるもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,920,996	1,709,935	211,061
	小計	1,920,996	1,709,935	211,061
	(1)株式	-	-	-
貸借対照表計上額が取	(2)債券	-	-	-
得原価を超えないもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	4,384,326	4,516,340	132,014
	小計	4,384,326	4,516,340	132,014
合計		6,305,322	6,226,275	79,047

(注)非上場株式(貸借対照表計上額199,051千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前事業年度(平成25年3月31日)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	
	(千円)	(千円)	(千円)	
(1)株式	106,355	38,075	1,080	
(2)債券				
国債・地方債等	-	-	-	
社債	-	-	-	
その他	-	-	-	
(3)その他	3,921,927	108,259	36,118	
合計	4,028,282	146,334	37,198	

当事業年度(平成26年3月31日)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	
	(千円)	(千円)	(千円)	
(1)株式	-	-	-	
(2)債券				
国債・地方債等	-	-	-	
社債	-	-	-	
その他	-	-	-	
(3)その他	1,209,919	158,386	42,388	
合計	1,209,919	158,386	42,388	

5.減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について10,974千円(その他有価証券)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度(キャッシュバランス型)、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度
	(平成25年3月31日)
(1)退職給付債務(千円)	1,281,738
(2)年金資産(千円)	1,018,974
(3)未積立退職給付債務(1) + (2) (千円)	262,764
(4)未認識数理計算上の差異(千円)	547,641
(5)未認識過去勤務債務(債務の減額)(千円)	42,815
(6)貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5) (千円)	242,061
(7)前払年金費用(千円)	410,271
(8)退職給付引当金(6) - (7) (千円)	168,209

3.退職給付費用に関する事項

	前事業年度
	(自 平成24年4月1日
	至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用(千円)(注1)	108,925
(2)利息費用(千円)	17,431
(3)期待運用収益(減算)(千円)	17,533
(4)数理計算上の差異の費用処理額 (千円)	86,570
(5)過去勤務債務の費用処理額(千円)	16,055
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5) (千円)	179,338
(7)その他(千円)(注2)	15,930
(8)退職給付費用(6) + (7) (千円)	195,268

(注) 1.執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(34,585千円)については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2.「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度
	(平成25年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2)割引率	1.5%
(3)期待運用収益率	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

確定給付制度に係わる退職給付費用

当社は、確定給付企業年金制度(キャッシュバランス型)、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2.確定給付制度	(単位:千円)
(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	(1121113)
退職給付債務の期首残高	1,281,738
勤務費用	80,449
利息費用	19,226
数理計算上の差異の発生額	91,561
退職給付の支払額	48,235
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,424,739
(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	1,018,974
期待運用収益	20,379
数理計算上の差異の発生額	70,810
事業主からの拠出額	78,919
退職給付の支払額	32,029
年金資産の期末残高	1,157,054
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計	上された退職給付引当
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計 積立型制度の退職給付債務 年金資産	上された退職給付引当 1,187,071 1,157,054
積立型制度の退職給付債務	1,187,071
積立型制度の退職給付債務	1,187,071 1,157,054
積立型制度の退職給付債務 年金資産	1,187,071 1,157,054 30,017
積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務	1,187,071 1,157,054 30,017 237,668
積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務	1,187,071 1,157,054 30,017 237,668 267,685
積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異	1,187,071 1,157,054 30,017 237,668 267,685 496,048
積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用	1,187,071 1,157,054 30,017 237,668 267,685 496,048 26,759
積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,187,071 1,157,054 30,017 237,668 267,685 496,048 26,759 201,603
積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金	1,187,071 1,157,054 30,017 237,668 267,685 496,048 26,759 201,603
積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用	1,187,071 1,157,054 30,017 237,668 267,685 496,048 26,759 201,603 172,959 374,562
積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,187,071 1,157,054 30,017 237,668 267,685 496,048 26,759 201,603 172,959 374,562
積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額	1,187,071 1,157,054 30,017 237,668 267,685 496,048 26,759 201,603 172,959 374,562 201,603
積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用(注1)	1,187,071 1,157,054 30,017 237,668 267,685 496,048 26,759 201,603 172,959 374,562 201,603
積立型制度の退職給付債務 年金資産 非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 退職給付引当金 前払年金費用 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用(注1) 利息費用	1,187,071 1,157,054 30,017 237,668 267,685 496,048 26,759 201,603 172,959 374,562 201,603

165,917

(注) 1.執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(30,333千円)については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	41.3%
債券	25.6%
共同運用資産	18.3%
生命保険一般勘定	11.2%
現金及び預金	3.3%
	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な 資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.5% 長期期待運用収益率 2.0%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,933千円でありました。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 当事業年度 _(平成25年3月31日) _(平成26年3月31日)

繰延税金資産					
賞与引当金	130,944千円	145,054千円			
減価償却超過額	796	1,076			
退職給付引当金	95,500	98,025			
役員退職慰労引当金	28,660	11,300			
投資有価証券評価損	17,589	12,705			
非上場株式評価損	28,430	28,430			
未払事業税	42,964	103,536			
その他	63,091	109,079			
繰延税金資産小計	407,976	509,208			
評価性引当額	-	-			
繰延税金資産合計	407,976	509,208			
繰延税金負債					
その他有価証券評価差額金	60,857	28,172			
前払年金費用	146,220	133,494			
繰延税金負債合計	207,078	161,666			
繰延税金資産の純額	200,897	347,542			
(注)繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。					
流動資産 - 繰延税金資産	192,202千円	283,616千円			
固定資産 - 長期繰延税金資産	8,695	63,925			

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)
法定実効税率	38.01%	法定実効税率と税効
(調整)		果会計適用後の法人
役員給与永久に損金算入されない項目	0.55	税等の負担率との間
交際費等永久に損金算入されない項目	0.36	の差異が法定実効税
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.51	率の100分の 5 以下で
住民税均等割	0.16	あるため注記を省略
評価性引当額の増減	3.18	しております。
その他	0.09	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>35.48</u>	

3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第十号)が平成26年3月31日に公布され平成26年4月1日 以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び 繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時 差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は19,567千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)及び

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)及び

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者 の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 該当事項はありません。

関連当事者情報

1.関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る)等 前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	みずほ証 券株式会 社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.91	当社設定の 投資信託受 益権の募 集・販売 役員の兼任	当社設定 の投資信 託受益権 の募集・ 販売に行 る代行の支 払い	6,343,293	未払手 数料	572,094

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	みずほ証 券株式会 社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.74	当社設定の 投資信託受 益権の募 集・販売 役員の兼任	当社設定 の投資集・ の募集・ 販売代行の る代料の 数料い	8,738,779	未払手 数料	760,018

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等 前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親 会社を持 つ会社	みずほ証券 プロパティ マネジメン ト株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の 賃借	173,969	長期差 入保証 金	116,378
同一の親 会社を持 つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サ ー ピス業	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払 ハウジン グサービ ス料支払 メールシ	91,562 16,824	その他未払金	8,536 1,472
							メールシ ステム サービス 料支払	36,000	その他未払金	3,150

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

				_				1月111日	L 分田山盲	(
種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親 会社を持 つ会社	みずほ証券 プロパティ マネジメン ト株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の 賃借	175,003	長期差 入保証 金	116,378
同一の親会社を持	日本証券テクノロジー	東京都	228,000	情報サー	なし	計算業務	計算委託 料支払 ハウジン グサービ ス料支払	105,424 16,824	その他未払金その他未払金	8,030 1,472
云社を持つ会社	株式会社	中央区	226,000	ビス業	<i>A O</i>	の委託	メールシ ステム サービス 料支払	36,923	その他未払金	3,230
							IT関連業 務支援	4,145	その他 未払金	1,648

- (注) 1.上記(ア)~(イ)の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。
- (注)2.取引条件及び取引条件の決定方法等
- (1)現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- (2)代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- (3)事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- (4)計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成24年4月 1日	(自 平成25年4月 1日
	至 平成25年3月31日)	至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	10,607円02銭	10,703円18銭
1株当たり当期純利益金額	854円62銭	1,526円89銭

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- (注)2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成24年4月 1日	(自 平成25年4月 1日
	至 平成25年3月31日)	至 平成26年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	1,553,255	2,769,571

普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	1,553,255	2,769,571
期中平均株式数(千株)	1,817	1,813

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2.中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位 <u>:</u> 千円)

	(单位:十円)
	当中間会計期間
	(平成26年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	13,392,308
有価証券	4,503,686
貯蔵品	2,672
未収委託者報酬	2,835,160
未収運用受託報酬	84,271
繰延税金資産	258,726
その他	221,068
流動資産合計	21,297,894
固定資産	
有形固定資産	
建物(純額)	14,060
構築物(純額)	1,547
器具・備品(純額)	88,371
リース資産(純額)	170
有形固定資産合計	1 104,149
無形固定資産	
ソフトウェア	82,679
ソフトウェア仮勘定	3,885
その他	91
無形固定資産合計	86,656
投資その他の資産	
投資有価証券	3,596,673
前払年金費用	421,561
その他	131,197
投資その他の資産合計	4,149,431
固定資産合計	4,340,237
資産合計	25,638,131

(単位:千円)

当中間会計期間 (平成26年9月30日)

	(十成20十3月30日)
負債の部	
流動負債	
リース債務	754
未払金	
未払収益分配金	175
未払償還金	8,852
未払手数料	1,372,909
その他未払金	279,650
未払金合計	1,661,587
未払法人税等	966,772
未払消費税等	2 349,104
賞与引当金	382,000
役員賞与引当金	33,000
その他	671,869
流動負債合計	4,065,087
固定負債	
退職給付引当金	146,778
役員退職慰労引当金	32,166
執行役員退職慰労引当金	50,916
繰延税金負債	32,867
固定負債合計	262,728
負債合計	4,327,816
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	8,900,000
繰越利益剰余金	4,658,210
利益剰余金合計	13,918,704
自己株式	72,415
株主資本合計	21,132,288
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	178,027
評価・換算差額等合計	178,027
純資産合計	21,310,315
負債純資産合計	25,638,131

(2)中間損益計算書

(単位:千円)

当中間会計期間 (自 平成26年4月 1日

至 平成26年9月30日)

	至 平成26年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	16,867,457
運用受託報酬	113,806
営業収益合計	16,981,264
営業費用及び一般管理費	1 14,312,421
営業利益	2,668,842
営業外収益	
受取配当金	82,555
有価証券利息	1,807
受取利息	5,629
時効成立分配金・償還金	1,275
その他	2,831
営業外収益合計	94,099
営業外費用	
支払利息	16
時効成立後支払分配金・償還金	3,071
その他	2,321
営業外費用合計	5,410
経常利益	2,757,531
特別利益	
投資有価証券売却益	34,225
特別利益合計	34,225
特別損失	
固定資産除却損	1,398
投資有価証券評価損	58,680
その他	22,227
特別損失合計	82,306
税引前中間純利益	2,709,450
法人税、住民税及び事業税	961,036
法人税等調整額	25,644
法人税等合計	986,680
中間純利益	1,722,769

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日) (単位:千円)

			<u> </u>
		株主資本	
	資本剰余金		利益剰余金
			その他利益剰余金

	a contract of the contract of				3 1H HE 23 1H H H (1 -
	資本金	資 本 準備金	利 益 準備金	別。途積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165
会計方針の変更による累積的影響額					46,276
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,935,441
当中間期変動額					
剰余金の配当					
中間純利益					1,722,769
株主資本以外の項目の					
当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	-	1	-	-	1,722,769
当中間期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	4,658,210

	株主資本		評価・換算差額等		
	利益剰余金				
	利 益 剰余金 合 計	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	純資産合計
当期首残高	12,149,658	72,415	19,363,242	50,874	19,414,117
会計方針の変更による累積的影響額	46,276		46,276		46,276
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,195,935	72,415	19,409,519	50,874	19,460,393
当中間期変動額					
剰余金の配当	-		-		-
中間純利益	1,722,769		1,722,769		1,722,769
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				127,152	127,152
当中間期変動額合計	1,722,769	-	1,722,769	127,152	1,849,921
当中間期末残高	13,918,704	72,415	21,132,288	178,027	21,310,315

注記事項

(重要な会計方針)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券

関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

EDINET提出書類 新光投信株式会社(E12432)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

定率法。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8~18年

構築物 20年

器具備品 2~20年

(2)無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末日において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による 定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として 処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処

理しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法に変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の前払年金費用が69,164千円増加、退職給付引当金が2,738千円減少し、利益剰余金が46,276千円増加しております。なお、当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(中間貸借対照表関係)

1.資産の金額から直接控除している減価償却累計額(減損損失累計額を含む)の額

当中間会計期間 (平成26年9月30日)

有形固定資産の減価償却累計額

555,450千円

2.消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1.減価償却実施額は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日) 有形固定資産 20,991千円

無形固定資産 20,33111

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

|--|

普通株式(株) 9,386 - 9,3

3.配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間(平成26年9月30日)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1.リース資産の内容

有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他(器具備品)であります。

2. リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2.固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません((注)2.参照)。

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 現金及び預金	13,392,308	13,392,308	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,824,207	7,824,207	-
(3) 未収委託者報酬	2,835,160	2,835,160	-
(4) 未払手数料	1,372,909	1,372,909	-

(注)1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額 によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額 によっております。

(4) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額 によっております。

(注)2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、

「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成26年9月30日)

1. 関連会社株式

関連会社株式(中間貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて 困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	7.T.W.T	中間貸借対照表	取得原価	差額
	種類	計上額(千円)	(千円)	(千円)
	(1)株式	-	-	-
中間貸借対照表計上額	(2)債券			
が取得原価を超えるも	国債・地方債等	-	-	-
0	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,859,109	2,501,935	357,173
	小計	2,859,109	2,501,935	357,173
	(1)株式	-	-	-
中間貸借対照表計上額	(2)債券			
が取得原価を超えない	国債・地方債等	-	-	-
もの	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	4,965,098	5,045,660	80,561
	小計	4,965,098	5,045,660	80,561
合詞	;†	7,824,207	7,547,595	276,611

(注)非上場株式(中間貸借対照表計上額199,051千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1.製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の 情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間
	(平成26年9月30日)
(1)1株当たり純資産額	11,748円57銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	21,310,315
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	21,310,315
普通株式の発行済株式数(株)	1,823,250
普通株式の自己株式数(株)	9,386
1株当たり純資産の算定に用いられた	1 012 064
中間期末の普通株式の数(株)	1,813,864

	当中間会計期間
項目	(自 平成26年4月1日
	至 平成26年9月30日)
(2)1株当たり中間純利益金額	949円77銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	1,722,769

普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	1,722,769
普通株式の期中平均株式数(株)	1,813,864

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、将来の事業展開や市況変動に備えるために適正な内部留保を維持しつつ、利益配分については 株主の皆様へ安定的かつ可能な範囲で高水準の配当を実施していくことを基本的な考え方としており、平成 26年11月18日開催の取締役会において、平成26年12月24日開催を予定している臨時株主総会に、次のとおり 剰余金の処分を付議することを決議いたしました。

株主配当に関する決議事項

株式の種類普通株式配当金の総額2,539,409千円1株当たり配当額1,400円基準日平成26年11月26日効力発生日平成26年12月25日

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に 掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の 親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引 業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいま す。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を 保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体とし て政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引ま たは店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を 行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a . 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b.訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、「委託会社等の経理状況 中間財務諸表」の注記事項(重要な後発事象)に記載されているとおり、平成26年12月24日付の臨時株主総会で期中配当を行うことを決議しました。

第2【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - (1) 三井住友信託銀行株式会社(「受託者」)
 - a.資本金の額平成26年9月末現在、342,037百万円
 - b . 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

(資本金の額は平成26年9月末現在)

47.5hz	資本金の額	事業の内容
名称 	(単位:百万円)	
みずほ証券株式会社 125,167	105 167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引
	業を営んでいます。	
むさし証券株式会社	5,000	同上
藍澤證券株式会社	8,000	同上
ふくおか証券株式会社 (注)	2,198	同上
岡三にいがた証券株式会社	852	同上
八幡証券株式会社	2,000	同上
岡安証券株式会社	650	同上
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
楽天証券株式会社	7,495	同上
スルガ銀行株式会社	30,043	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社東日本銀行 ^(注)	38,300	同上

(注) ふくおか証券株式会社および株式会社東日本銀行におきましては、募集・販売の取り扱いは 行っておりません。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1)委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2)投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

EDINET提出書類 新光投信株式会社(E12432) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1)募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

(注)関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

業務の概要: 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営

に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部(投資信託財産の管理)を原信

託受託者から再信託受託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者

へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - ・交付目論見書または請求目論見書である旨
 - ・金融商品取引法上の目論見書である旨
 - 委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・詳細情報の入手方法

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など 請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されて いる旨

- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合に はその旨の記録をしておくべきである旨

- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2)目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (3)目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4)本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連 する箇所に記載することがあります。
- (5)目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。
- (6)請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

新 光 投 信 株 式 会 社 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 俊 之 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準 に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかに ついて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めてい る。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、新光投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業 年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が 別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年1月27日

新 光 投 信 株 式 会 社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

藤 志 保 公認会計士 伊

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 福 村 實

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、 「ファンドの経理状況」に掲げられている日本技術評価オープンの平成25年12月18日から平 成26年12月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算 書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸 表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務 諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含 まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどう かについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求 めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施され る。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリス クの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見 表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な 監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、 監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評 価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠して、日本技術評価オープンの平成26年12月17日現在の信託財産の状態及び同日を もって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認め る。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定 により記載すべき利害関係はない。

-)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月17日

新 光 投 信 株 式 会 社 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 福村寛

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第55期事業年度の中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年11月18日開催の取締役会において、平成26年12月24日開催予定の臨時株主総会に、剰余金の処分を付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その 原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。